

## （２）暮らしにおけるデジタル化の地方への広がり現状と課題

前節では、新たな人の流れの加速に向け、テレワークというデジタルを活用した働き方や副業の取組を通じた雇用契約の柔軟化の重要性について指摘した。一方で、新たな人の流れを加速するためには、こうした多様で柔軟な働き方に加えて地方の暮らしにおけるデジタル化を進展させることも求められるところ、政府が進める「デジタル田園都市国家構想」においても関連した取組が掲げられている。本節では、暮らしにおけるデジタル化の現状と課題について、地方での活用の視点に立ちつつ検討する。

### 1) デジタル化が地方の暮らしに与える効果（整理）

#### （デジタル化は距離に関わる費用削減効果とともに、地方の課題解決を促す）

デジタル化<sup>16</sup>は、暮らしの様々な分野において広がりを見せている。光ファイバ網や移動通信網といったデジタル技術活用のための基盤が全国的に整備されつつあることを背景に<sup>17</sup>、場所の制約なしに利用可能な情報通信機器（スマートフォンなど）が広く普及している<sup>18</sup>。

こうした基盤整備を受けて、デジタル化は、ソフトウェアやデータといったデジタルにかかる無形の財の活用を通じた情報通信機器や家電など財・サービスの高度化や、インターネット等の活用を通じた商圈や取引先、購入先など経済活動範囲の拡大や時間の短縮に貢献している。さらに、財・サービスの供給者から利用者あるいは購入者へのいわば一方向となる傾向のあった情報伝達の流れを、利用者あるいは購入者から供給者への情報伝達のほか、SNS<sup>19</sup>などによる利用者同士の当該財・サービスに関する情報交換を容易にするなど、利用者・購入者側からの情報の価値を大きくする方向に変化させるといった役割を果たしている。

デジタル化の経済的効果としては、取引にかかる費用削減を促すとの論考があるが<sup>20</sup>、とりわけ地方にとって削減効果が大きい費用としては、各種の財・サービスを店頭購入

<sup>16</sup> OECD (2019)では、「デジタル化 (Digitalisation)」を、データやデジタル技術、あるいはそれらを連結して利用することにより新たな活動を生み出すことや既存の活動に変化をもたらすことと定義づけている。本節では以下本定義で記述。なお「デジタル技術」という用語については、デジタルを用いたあらゆる活動（生成、収集、交換など）を改良したり開発したりするための情報通信 (IT) 技術（例としてインターネット、移動通信技術・機器、データ分析）と定義している例がみられる (OECD (2014))。

<sup>17</sup> 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2022年12月23日閣議決定)では、光ファイバ等の世帯カバー率を2021年3月末の99.3%（未整備世帯約39万世帯）（「令和2年度末ブロードバンド基盤整備率調査」(2022年1月31日総務省)）から2027年度末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯）とすること、また5G人口カバー率を2022年3月末の93.2%（「5Gの整備状況の公表 (2021年度末)」(2022年10月21日総務省)）から2030年度末までに全国・各都道府県ともに99%とすることをそれぞれ目指すとしている。

<sup>18</sup> 総務省「令和3年通信利用動向調査」(2022年5月27日)によると、2021年におけるスマートフォンの世帯保有率は88.6%、これに携帯電話を含めたモバイル端末全体の世帯保有率は97.3%となっている。

<sup>19</sup> Social Networking System

<sup>20</sup> Avi Goldfarb, Catherine Tucker (2017)を参考に記述。

する場合に必要となる移動等にかかる、距離にかかる費用となろう<sup>21</sup>。

E C、住宅検索サイト、シェアリングエコノミーに係るサイトなどの利用は、需要側である地方在住の消費者にとって、物理的な移動をすることなく、海外市場に流通しているものなども含めた財やサービスの購入を可能とし、距離にかかる費用の低減に資する。他方、供給側となる地方に所在する企業にとっても、こうしたサイト等の活用は、所在地以外の国内市場、あるいは海外市場への参加の可能性を広げる効果をもたらす得る。

また、感染症は、デジタル技術の活用に対して更なる進展や新たな視点とともに、地方の課題解決を促すきっかけも与えた<sup>22</sup>。オンライン診療やオンライン教育について、感染拡大により、その利活用が世界的に広がったが、感染拡大後においても、特に地方で、移動距離の削減といったアクセスの観点、あるいは医療や教育にかかる人的資源の活用が容易でないなどの状況を解決する方策として活用が期待できる。

## 2) 地方でも活用が広がるE Cの現状と課題

本項では、暮らしにおけるデジタル化のうち、まずはかねてから利用され、かつ市場規模も拡大を続けている<sup>23</sup>E Cの活用状況を長期的にみる。はじめに購入者側であるE C利用世帯の動向について、地域別も含めた現状を確認の上、特に地方で利用を広げるための方策を探る。また、供給側である販売者側の観点から、配送にかかる課題を確認するとともに、地域の特産品販売にかかるE Cの活用についても触れる。

### (E C利用世帯及び利用額はこの10年程度全国で増加も、都市規模による差が拡大)

E Cによる購入の1世帯・1か月当たり利用平均額（E C利用世帯および非利用世帯を合算した平均額）の推移をみると、全国において、2010年では4,238円であったものが、2021年では18,727円となっている（第1-2-1図（1））。これをE Cの利用世帯割合と利用1世帯・1か月当たりE C支出額に分解すると、利用世帯割合は、2010年<sup>24</sup>では18.0%であったものが、その後はすう勢的に上昇を続け、2021年には52.7%と3倍弱となっており（第1-2-1図（2））、E C利用1世帯・1か月当たり支出額は、2010年の22,360円から2021年は35,470円と1.6倍になっている（第1-2-1図（3））。

<sup>21</sup> Avi Goldfarb, Catherine Tucker (2017)では、取引にかかる費用削減として、距離にかかる費用のほかに、情報収集にかかる費用、認証にかかる費用、複製にかかる費用、追跡にかかる費用に類型化している（付表1-1参照）。

<sup>22</sup> 本段落は、OECD (2021a)、OECD (2021b)を参考にして整理。

<sup>23</sup> 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」によると、日本の事業者・消費者間取引（B to C：物販系、サービス系、デジタル系の合計）は、1998年の市場規模は650億円であったものが、2021年には20兆6,950億円となったとしている。

<sup>24</sup> 家計消費状況調査では、調査世帯の抽出に層化2段階抽出法を用いており、全国平均や都市規模別平均の推計には、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いている（抽出率調整）。ただし、2010年の利用世帯割合及びE C利用1世帯・1か月当たり支出額は、抽出率調整を加味しない数値を用いて内閣府が算出した。

これについて、2010年から2021年にかけてのEC利用世帯割合の上昇寄与及び利用1世帯・1か月当たりEC支出額の増加寄与を年齢階層別にみると、40歳以上64歳以下世帯の寄与が大きい（第1-2-2図）。

1世帯・1か月当たり利用平均額及びその内訳であるEC利用世帯割合と利用1世帯・1か月当たり支出額を都市規模<sup>25</sup>別にみると、全ての都市規模において増加しているが、利用世帯割合や支出額の増加幅は、規模の大きい都市ほど大きく、都市規模間の利用割合や支出額の差は拡大している。例えば、EC利用世帯割合は、2010年は大都市では21.8%、小都市B・町村では13.6%と8%ポイント程度の差であったが、2021年には大都市は60.3%、小都市B・町村では42.5%と18%ポイント程度の差となっている。EC利用世帯における1世帯・1か月当たりの利用額についても、2010年は大都市で22,975円、小都市B・町村では22,355円と600円程度の差であったのに対し、2021年には大都市で40,270円、小都市B・町村では30,197円と10,000円程度の差となっている。これは2010年から2021年にかけてのEC利用世帯割合の上昇寄与及び利用1世帯・1か月当たりEC支出額の増加寄与の大きい40歳以上64歳以下世帯の比率が大都市は高い一方、小都市B・町村では低いためである<sup>26</sup>。

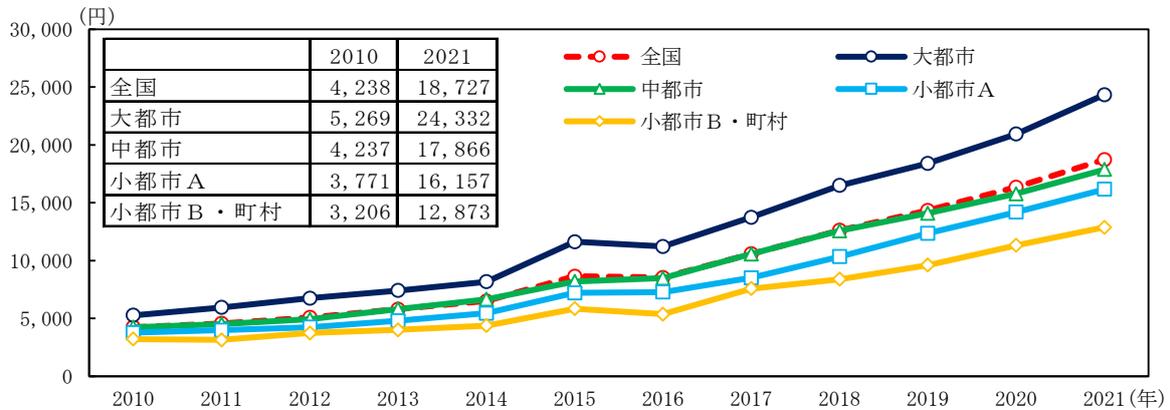
---

<sup>25</sup> 「都市規模」は、大都市（政令指定都市及び東京都区部）、中都市（大都市を除く人口15万以上の市）、小都市A（人口5万以上15万未満の市）、小都市B・町村（人口5万未満の市及び町村）の4つに区分している（「家計調査」（総務省）等で用いられている「都市階級」と同義）。

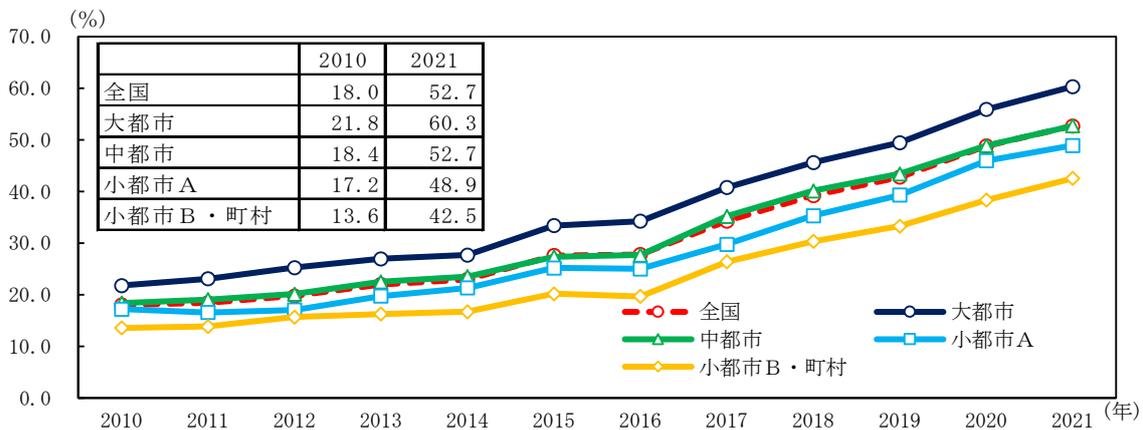
<sup>26</sup> 総務省「国勢調査」によると、2020年における都市規模別の40歳以上64歳以下世帯比率は、大都市48.5%、中都市46.5%、小都市A45.0%、小都市B・町村41.4%となっている。なお、当該比率は2010年から2020年にかけていずれの都市規模においても低下しているが、低下幅は大都市が▲0.9%ポイント、中都市が▲2.9%ポイント、小都市A▲4.7%ポイント、小都市B・町村▲7.5%ポイントと大都市の低下幅は小幅である一方、小都市B・町村の低下幅は大きくなっている。

第1-2-1図 EC利用額の推移（都市規模別、二人以上の世帯）

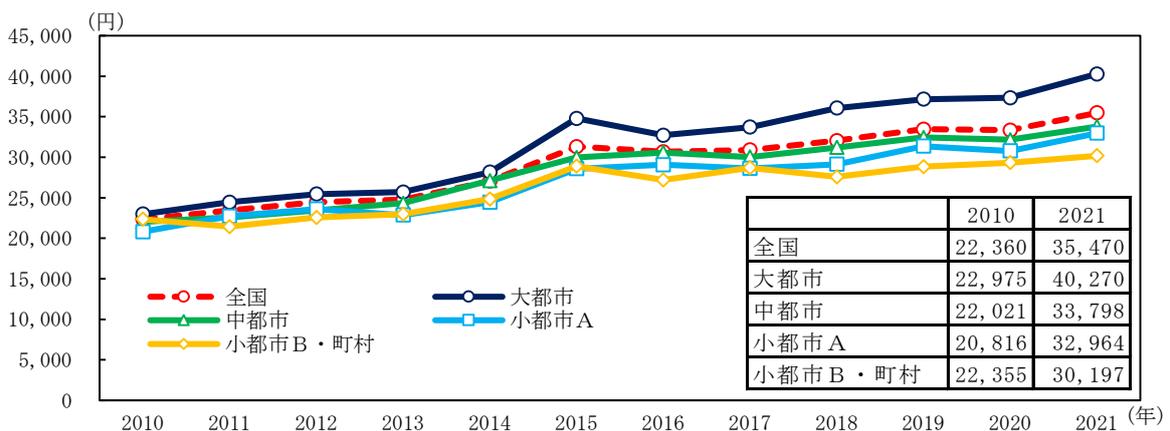
(1) 1世帯・1か月当たりEC利用額



(2) EC利用世帯割合



(3) EC利用世帯の1世帯・1か月当たり利用額

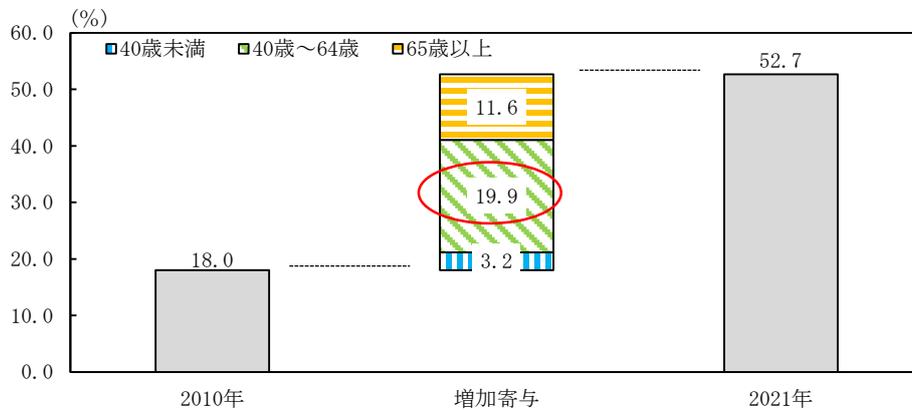


(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」より作成。

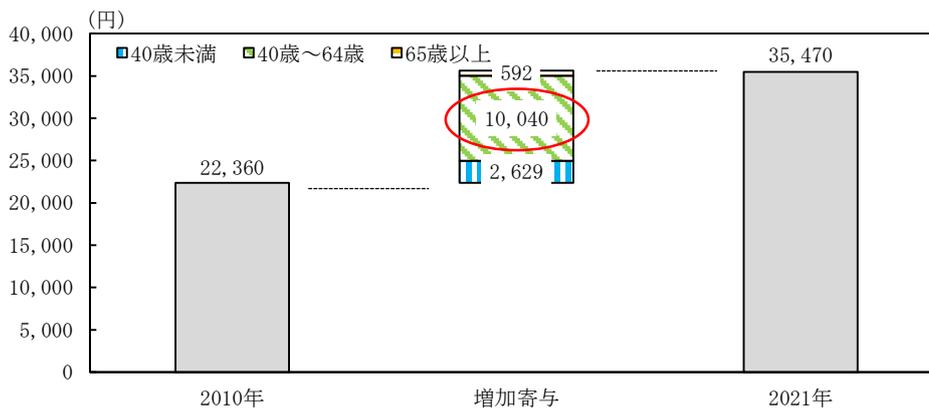
2. 家計消費状況調査では、調査世帯の抽出に層別2段階抽出法を用いており、全国平均や都市規模別平均の推計には、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いている（抽出率調整）。(2) 及び (3) について、2015年以降は抽出率調整を加味した数値であるが、2010～2014年は抽出率調整を加味しない数値を用いて内閣府が算出。

第1-2-2図 EC利用額推移の要因分析（二人以上の世帯）

(1) EC利用世帯割合



(2) EC利用世帯の1世帯・1か月当たり利用額



(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」より作成。

2. 家計消費状況調査では、調査世帯の抽出に層化2段抽出法を用いており、全国平均や都市規模別平均の推計には、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いている（抽出率調整）。2021年は抽出率調整を加味した数値であるが、2010年は抽出率調整を加味しない数値を用いて内閣府で算出。

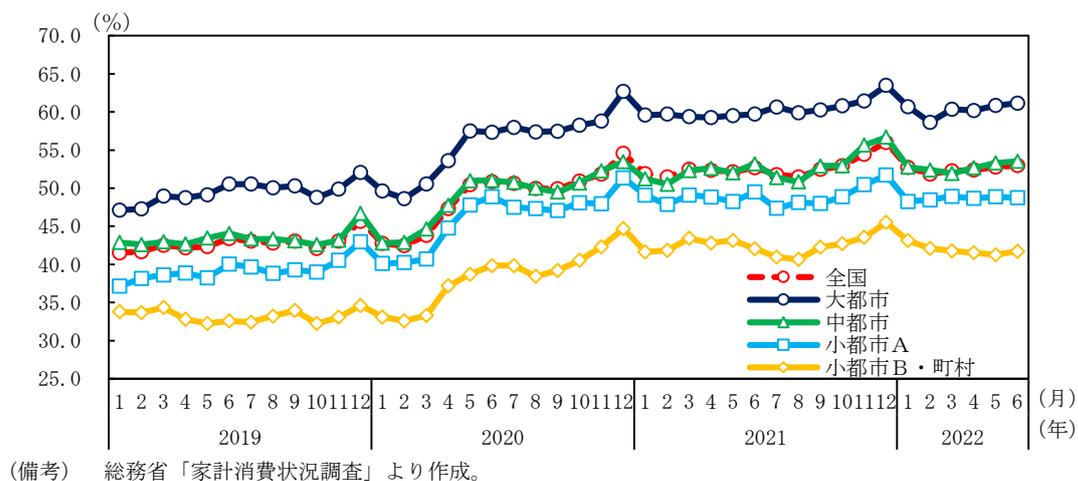
3. 各項目の内訳合計と全体合計は必ずしも一致しない。

### (感染拡大直後に大きく上昇したEC利用世帯割合はこのところ動きに一服感)

次に、感染症の影響が現れた時期について、EC利用の動向を月次統計で確認する。EC利用世帯割合については、感染拡大の当初に各地域でみられた上昇がこのところ一服している（第1-2-3図）。2020年2月から、最初の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」という）が解除された後の2020年6月にかけて、全国平均のEC利用世帯割合は2月の42.5%から6月の50.8%と8%ポイント程度上昇した。また、都市規模別では、大都市が2月48.6%から6月57.3%、中都市が2月42.9%から6月51.0%、小都市Aが2月40.2%から6月48.9%、小都市B・町村が2月

32.6%から6月 39.8%と、いずれの都市規模においても7～9%ポイント程度と、それまでのすう勢（2010年～2019年の年平均で2～3%程度の上昇）を大幅に上回る上昇となった。その後も緩やかな上昇傾向を辿ったものの、2022年6月の全国におけるEC利用世帯割合は53.0%と、前年同月（52.7%）とほぼ同水準にとどまっている。都市規模別では、大都市および中都市はそれぞれ61.2%、53.5%と前年同月（大都市59.7%、中都市53.2%）と比べてそれぞれ1.5%ポイント、0.3%ポイント上昇している一方、小都市A及び小都市B・町村はそれぞれ48.7%、41.7%と、前年同月（小都市A49.5%、小都市B・町村42.1%）と比べてそれぞれ▲0.8%、▲0.4%と低下している。

第1-2-3図 EC利用世帯割合の月次推移（二人以上の世帯）



### （EC利用世帯割合は高齢世帯が低い）

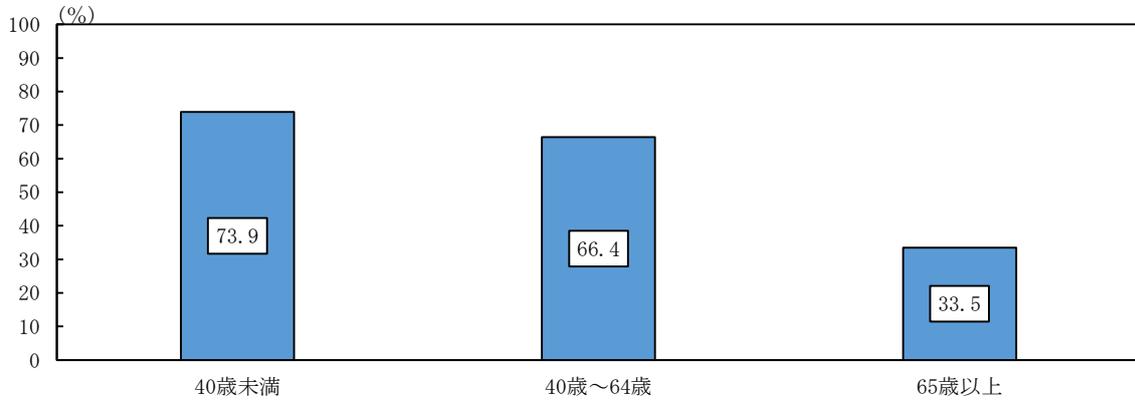
こうしたEC利用状況について、「家計消費状況調査」の個票を利用して、地域や年齢階層による特徴を探るため、都市規模×年齢階層別での集計分析を2021年について行った。

まず、EC利用世帯割合をみると、全国及びいずれの都市規模においても、世帯主が65歳以上の高齢世帯が、64歳以下の世帯に比べて低くなっている（第1-2-4図）。

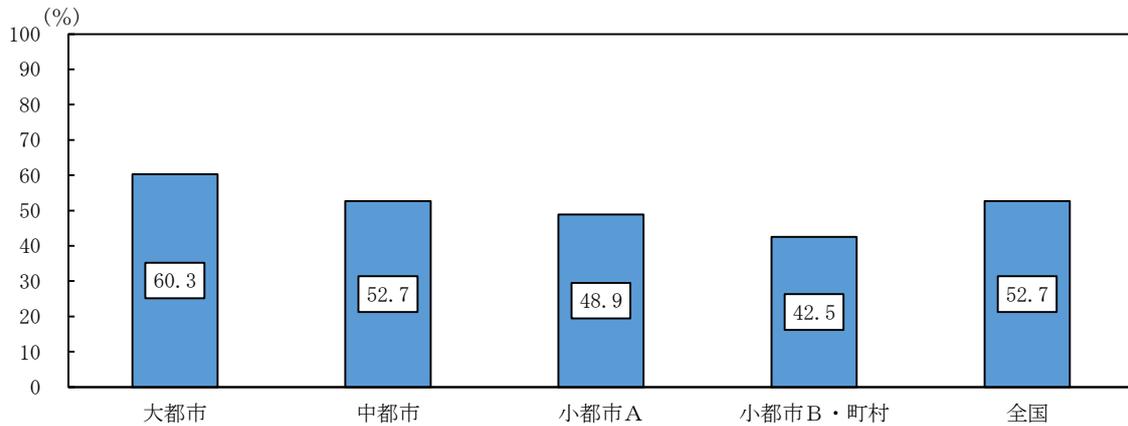
全国では、世帯主が65歳以上の世帯のEC利用世帯割合は33.5%と、世帯主が40歳以上64歳未満、および40歳未満の世帯の66.4%、73.9%より30～40%ポイント程度低くなっている。世帯主が65歳以上の世帯と64歳未満の世帯におけるEC利用世帯割合の差は、いずれの都市規模においても同様、30～40%ポイント程度、65歳以上世帯の利用割合が低くなっており、一番規模の小さい小都市B・町村における65歳以上の世帯のEC利用世帯割合は27.5%と唯一30%に届かない水準となっている。高齢者のデジタル機器やインターネット等の利用割合や、デジタル化への意識が全体に比較して低いことを反映しているとみられる。

第1-2-4図 EC利用世帯割合（二人以上の世帯、2021年平均）

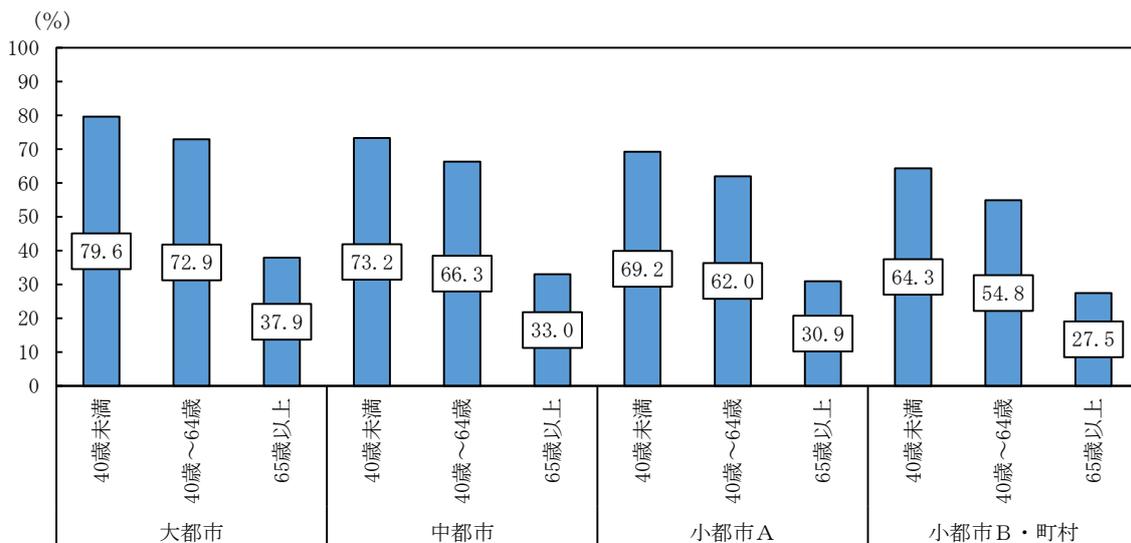
(1) 全国の世帯主の年齢階層別



(2) 全国の都市規模別



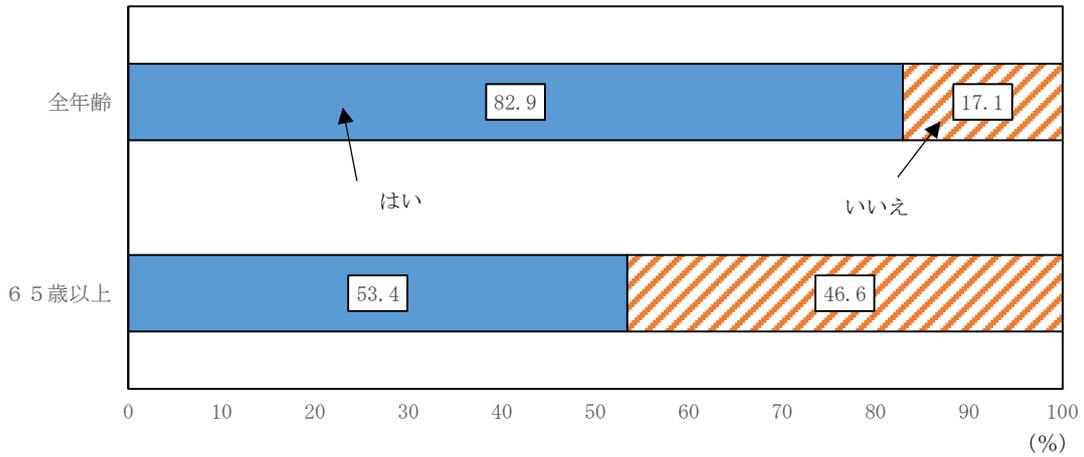
(3) 都市規模×世帯主の年齢階層別



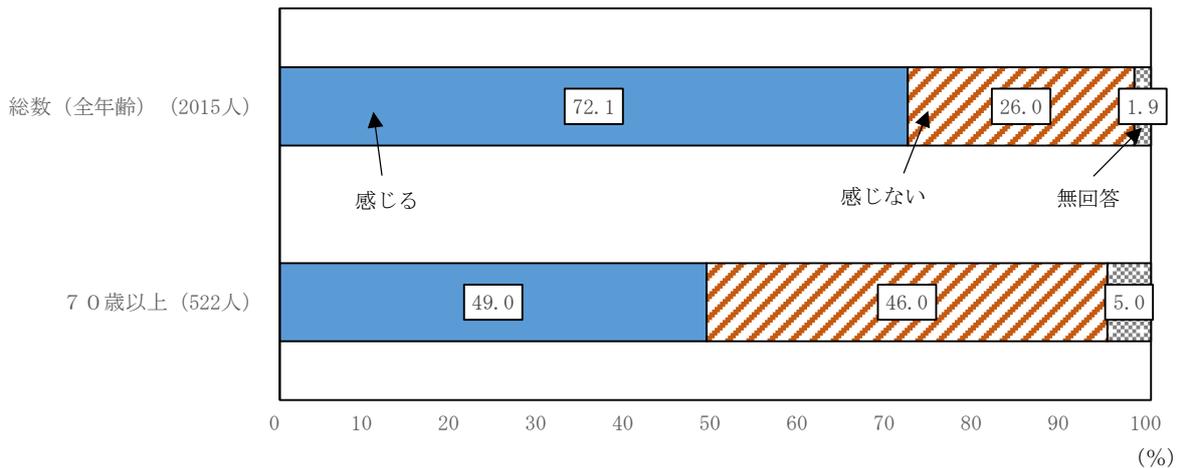
(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」により作成。  
2. 2021 暦年における 1 か月当たりの平均。

(4) 高齢者のインターネットに対する利用経験及び意識

① 過去1年間のインターネット利用経験



② 「新たな生活様式」にスマートフォンやタブレットが生活により不可欠になったと感じるか



- (備考) 1. (1) は総務省「令和3年通信利用動向調査」により作成。集計対象は世帯構成員(個人)。  
 2. (2) は内閣府「情報通信機器の利活用に関する世論調査」(2021年1月29日公表)により作成。「感じる」は「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計。「感じない」は、「どちらかといえば感じない」、「感じない」の合計。母集団は、全国18歳以上の日本国籍を有する者。

**(規模の小さい地域におけるEC利用世帯の利用額は高齢世帯ほど高い傾向)**

一方、EC利用世帯に限って見た場合、一人当たり(等価)利用額<sup>27</sup>(月平均)についてみると、大都市では世帯主年齢が65歳以上である高齢世帯ほど利用額が少なくなっているものの、それ以外は都市規模においては高齢世帯の利用額の方が多くなっている(第1-2-5図)。

<sup>27</sup> 一人当たりEC利用額については、世帯人員の違いによる影響を除くため、世帯当たりのEC利用額を世帯人員数の平方根で割った等価消費額としている。

全国平均では、世帯主が65歳以上の世帯でECを利用している一人当たりのEC利用額は20,923円と、世帯主が40歳未満世帯(19,593円)、40歳以上64歳未満世帯(20,008円)より高くなっている。これを都市規模別にみると、大都市では65歳以上の世帯の利用額は22,189円と、40歳未満の世帯(23,177円)、40歳以上64歳未満の世帯(22,968円)よりも少なくなっている。しかしながら、中都市になると65歳以上の世帯の利用額は20,405円と、40歳未満の世帯(18,809円)、40歳以上64歳未満の世帯(18,691円)より1,500円程度多くなり、一番小さい規模(人口5万未満の市及び町村)である小都市B・町村においては、65歳以上の世帯の利用額は18,313円と、40歳未満の世帯(14,784円)、40歳以上64歳未満の世帯(16,281円)より2,000円～3,500円程度多くなっている<sup>28</sup>。

このように、高齢世帯のEC利用割合が低い中で、EC利用世帯に限れば、特に都市規模の小さい地方において、高齢世帯の一人当たり利用額が多い。こうした地域では、EC利用によってデジタル技術活用の恩恵を実現している姿が浮かび上がっている。同時に、利用割合が相対的に低いことは、潜在的な活用余地として、今後の利用促進が課題といえよう。高齢者のデジタル機器・サービス利用を支援することでEC利用率を高めれば<sup>29</sup>、地方圏のEC支出額が更に拡大することが期待される。

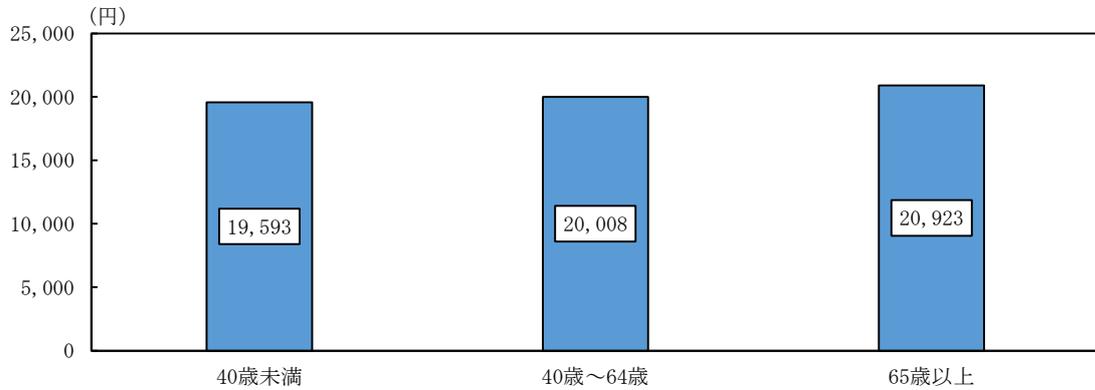
---

<sup>28</sup> 仮に65歳以上の高齢世帯について、39歳以下の世帯員が含まれる世帯を除外して集計しても、EC利用世帯における利用額は大都市22,657円、中都市21,112円、小都市A20,965円、小都市B・町村19,967円と、大都市以外は40歳未満世帯、40歳以上64歳未満の世帯の利用額よりも多くなっている。

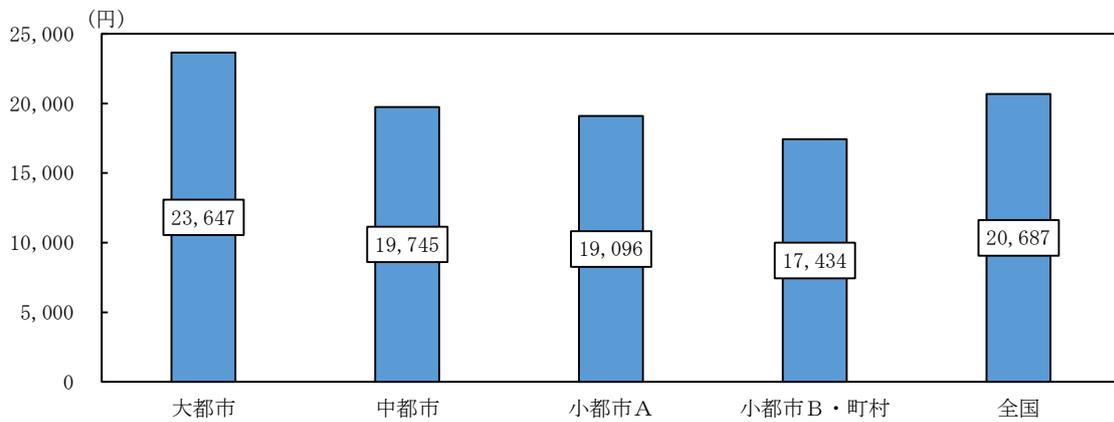
<sup>29</sup> 「デジタル田園都市国家構想」においては、高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組むこととしており、その一環として、「デジタル推進委員」の取組を2022年度に2万人以上でスタート、2027年までに5万人にするとしている。

第1-2-5図 EC利用世帯における一人当たり利用額（1か月当たり消費額）（2021年平均）

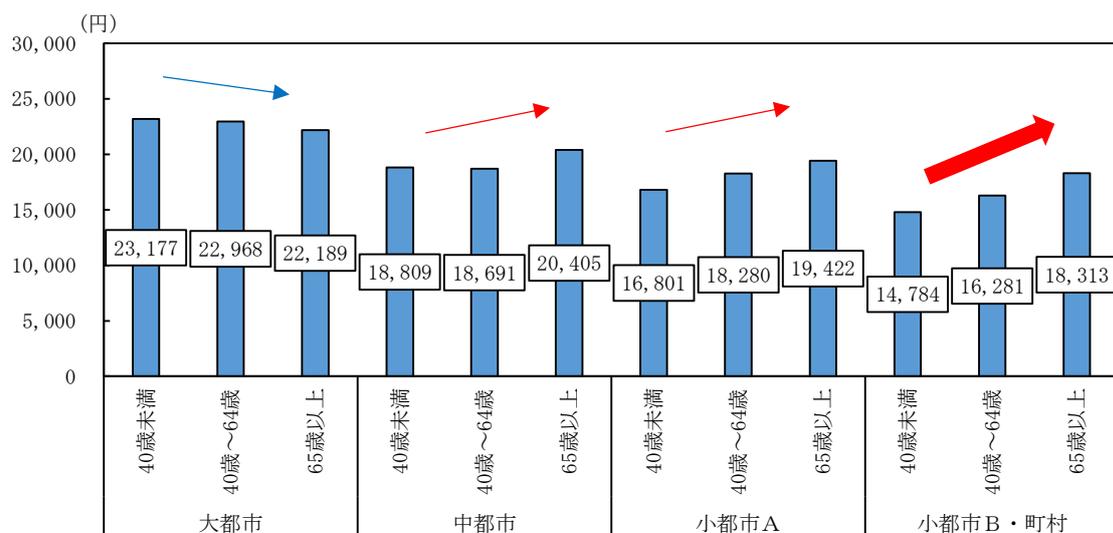
（1）全国の世帯主の年齢階層別



（2）全国の都市規模別



（3）都市規模×世帯主の年齢階層別



（備考）1. 総務省「家計消費状況調査」より作成。

2. 1人当たりEC利用額については、世帯人員の違いによる影響を除くため、「世帯当たりの1か月のEC利用額÷√世帯人員数」で算出した等価消費額としている。

### コラム3：最近のキャッシュレス決済の地域別の利用状況

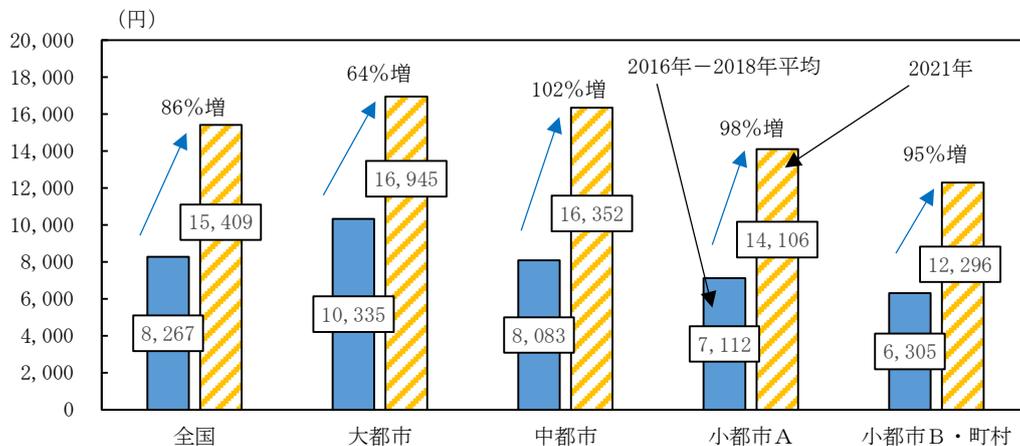
感染症は経済社会活動における接触機会の抑制を促したが、それによりキャッシュレス決済が注目された。具体的な手段としては、電子マネーとクレジットカードが大宗を占めている<sup>30</sup>とされるところ、これらの利用状況について、地域別も含めて確認したい。

まず、電子マネーの利用状況について総務省「家計消費状況調査」でみると、2021年における1世帯・1か月当たりの利用平均額（電子マネー利用世帯および非利用世帯を合算した平均額）は15,409円と、2016年から2018年の平均8,267円と比べて86%の増加となっている。都市規模別にみると大都市では64%程度の増加、それ以外の都市規模では95～102%増と概ね倍増となっている（コラム1-3-1図（1））。

これを利用世帯割合の上昇と利用世帯における支出額の増加に分けると、利用世帯割合については大都市が7.9%ポイントの上昇であるのに対し、それ以外の都市規模においては、中都市13.3%ポイント、小都市B・町村12.9%ポイント、小都市A12.5%ポイントと、大都市に比べて利用世帯が広がったことを示している。一方、電子マネー利用世帯当たりの利用額については、中都市の上昇が58%増と一番高く、次いで小都市A、大都市と続き、小都市B・町村が37%増となっている（コラム1-3-1図（2）、（3））。

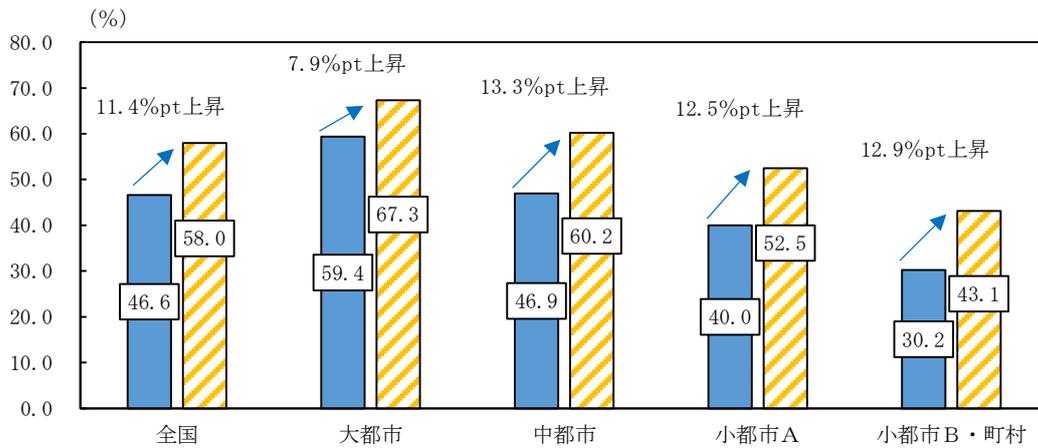
コラム1-3-1図 電子マネーの都市規模別利用状況（二人以上の世帯）

（1）1世帯・1か月当たりの利用額の変化

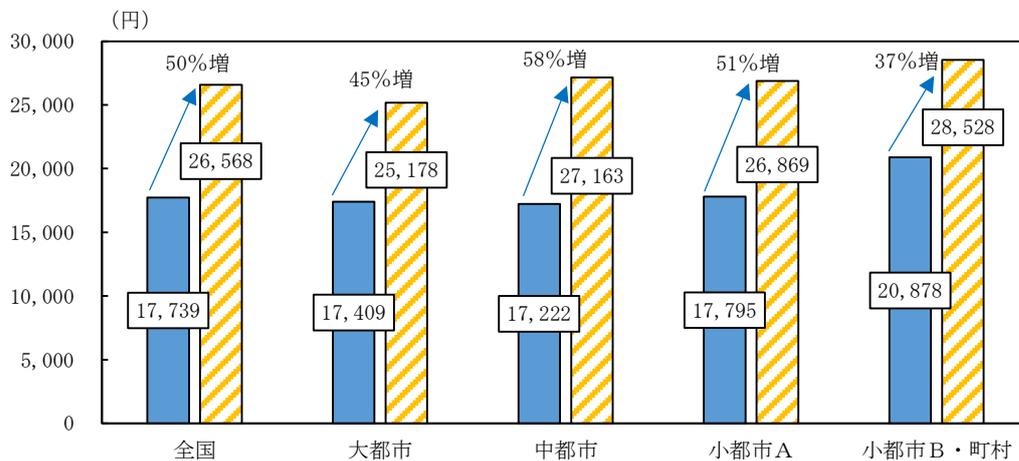


<sup>30</sup> 経済産業省（2022）によると、地域経済分析システム（Regional Economy Society Analyzing System：RE S A S）に掲載されている2019年から2020年にかけての「キャッシュレス決済データ（ポイント還元事業）」（以下、キャッシュレス決済データという）から決済手段別の計数をみると、電子マネーおよびクレジットカードで、全国各地域において、決済回数および決済金額ともにキャッシュレス決済のうち95%前後を占めるとの結果となっている。

## (2) 電子マネーの利用世帯割合の変化



## (3) 電子マネーを利用した世帯における1世帯・1か月当たり利用額の変化



- (備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」により作成。  
 2. 表中の数値について、(1)及び(3)は増加率、(2)は変化幅を示す。

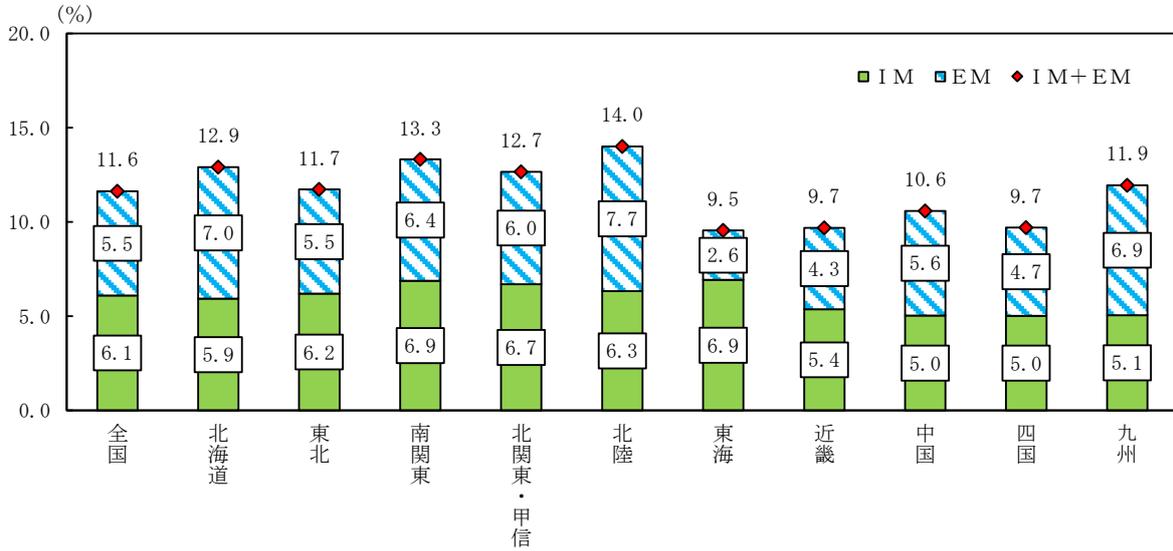
次に、クレジットカードによる支出金額について、2021年の全国及び地域区分別の状況を2016年から2018年の平均と比較すると、財については全国で11.6%増、地域別でも9~14%の範囲でいずれの地域も増加となっている(コラム1-3-2図(1))。これをカード利用者比率(EM)および利用者一人当たりの支出額(IM)にわけてみると、EMは2~8%の範囲、IMについては5~7%の範囲でいずれの地域においても増加に寄与している。

一方、サービスへの支出については、全国で▲16.2%、地域区分別でもいずれの地域も▲15~▲20%の減少となっている(コラム1-3-2図(2))が、これは感染症の影響により感染症前と比較した旅行や外食への支出の減少による。

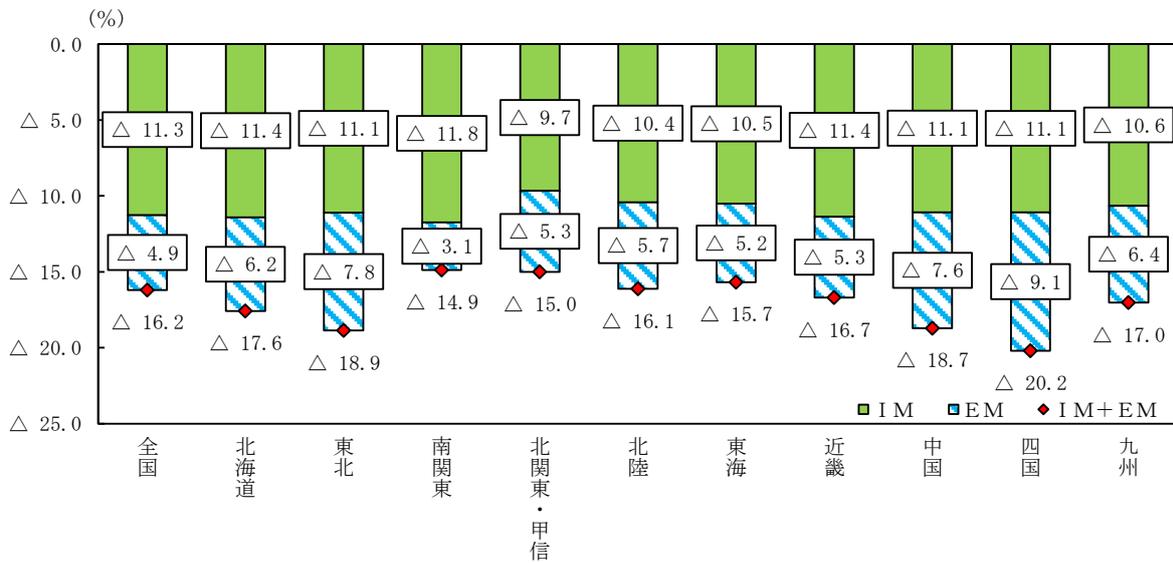
以上のように、感染症の影響により、総じて接触機会の減少を意図してキャッシュレス決済が活用された状況がみてとれる。

コラム1-3-2図 クレジットカードの地域別利用状況（2021年）

（1）財（2016-18年ベースライン比）



（2）サービス（2016-18年ベースライン比）



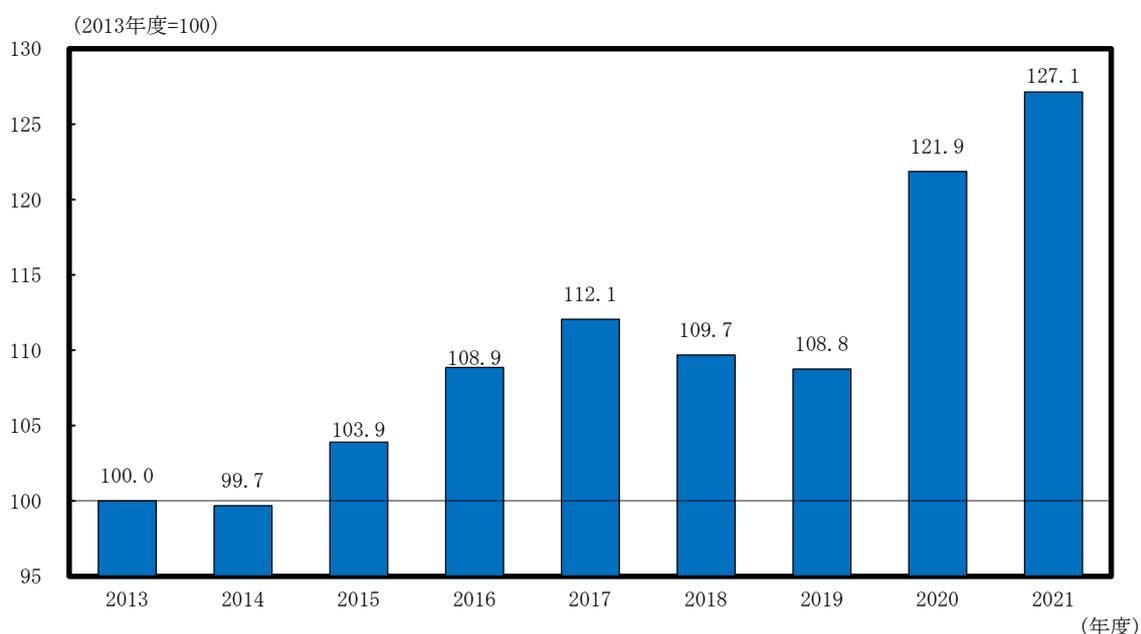
- （備考）
- 株式会社ナウキャスト、株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」により作成。
  - 渡辺努「クレジットカード支出金額の『一人当たり支出金額』と『支出者数』への分解」（2020年4月）の参考系列。
  - 2016-18年ベースライン比とは、2016-18年度の同期の平均からの変化率。
  - IM（Intensive margin）は当該項目の支出者数の1人当たり支出金額を表し、EM（Extensive margin）は全会員数のうち当該項目に支出した支出者の割合を表す。
  - 「IM+EM」と「IM」の2016-18年ベースライン比を使用し、差分を「EM」として求めている。

### 3) 供給側からみたECを取り巻く現状と課題

#### (EC拡大により全国的に配送事業の人手不足感が高まっている)

EC利用額の増加もあり配送量が増加する中、サービスの提供側では、配送事業に携わる労働者の人手不足感が高まっている。宅配大手3社の取扱個数の推移をみると、2018年度から2019年度にかけて増加に一服感がみられたものの、感染症後の2020年度において前年度比12%増と高い伸びとなり、2021年度も引き続き増加となっている(第1-2-6図)。

第1-2-6図 宅配大手3社の取扱個数の推移



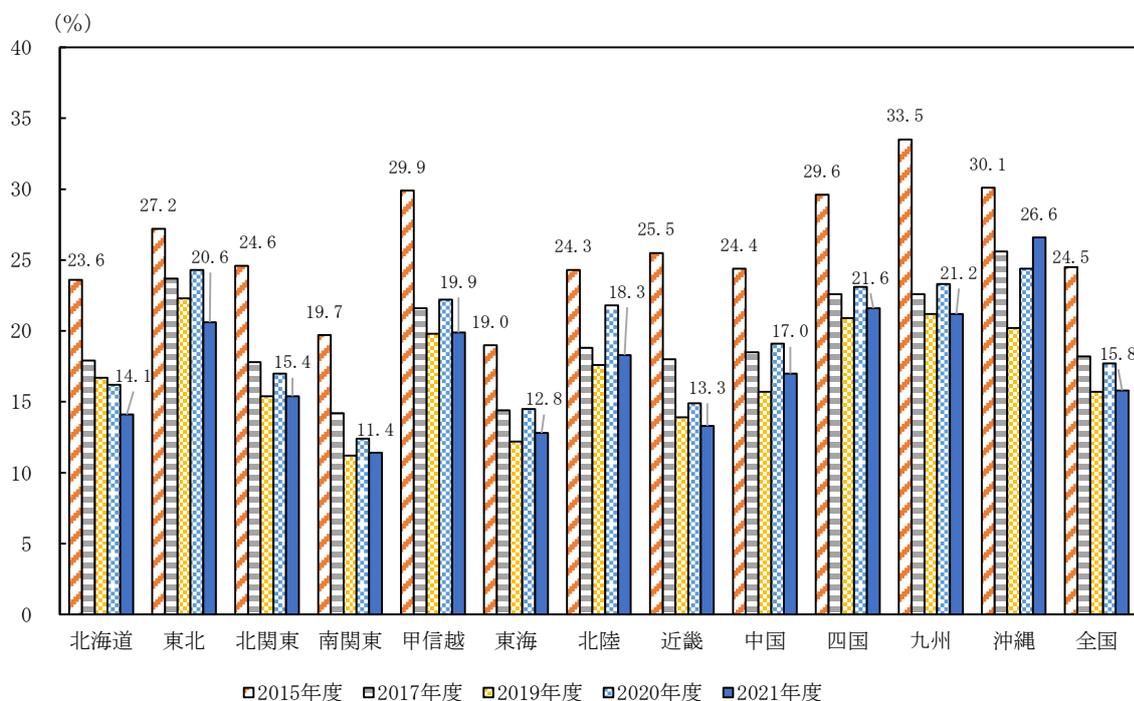
- (備考) 1. ヤマトホールディングス「小口貨物取扱実績」、日本郵便株式会社「引受郵便物等物数」、SGホールディングス「決算説明資料」「デリバリー事業月次取扱個数」により作成。  
2. ヤマトホールディングスについては「宅急便」、日本郵便株式会社については「ゆうパック」、SGホールディングスについては「飛脚宅配便」を使用。  
3. 日本郵便株式会社「ゆうパック」は、2016年10月以降「ゆうパケット」を控除して計算。

こうしたなか、貨物自動車運転手の人手不足の程度を、雇用充足率(=雇用充足数÷新規求人数)により確認すると、感染症の影響を受けた2020年度を除き、2021年度にかけていずれの地域でも低下傾向、つまり人手不足感が高まっていることを示している(第1-2-7図(1))。これを新規求人数と雇用充足数に分けてみると、新規求人数は全国的に2019年度までは上昇傾向で推移した後、2020年度、2021年度は感染症の影響で2019年度の水準よりおおむね減少するなどしている一方、雇用充足数はいずれの地域も2021年にかけて一貫して減少する動きとなっており、求人側と求職側の条件が合致しない状況がうかがえる(第1-2-7図(2)、(3))。

配送事業の従事者については、他産業の従業員に比べて労働時間が長い一方、賃金が低い<sup>31</sup>。加えて、構造的な生産年齢人口減少の影響から、労働需給は総じてひっ迫している。こうした環境を踏まえ、事業者においては、雇用条件の改善と省人化投資により事業継続を図ることが必要となるが、そのためにも、まずは投入費用の変動を反映した適切な料金・価格設定を行うことで売上を確保することが求められる。

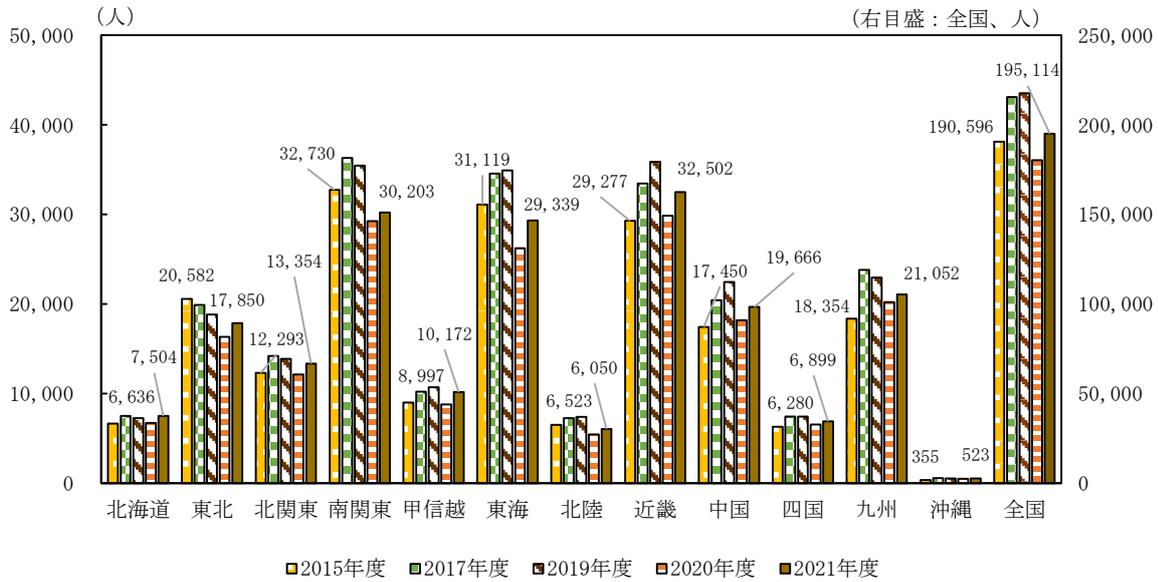
第1-2-7図 地域別貨物自動車運転手（常用（パートタイム含む））の人手不足の状況

(1) 充足率

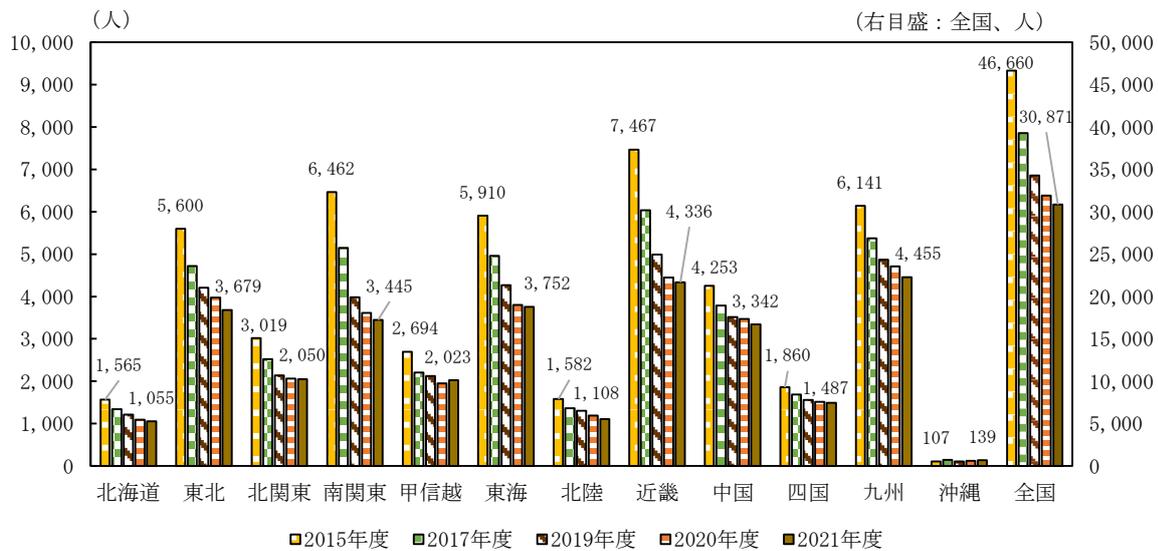


<sup>31</sup> 2021年の年間所得額は、全産業が489万円に対し、営業用大型貨物自動車運転者463万円、営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）431万円。また2021年の年間労働時間は、全産業2,112時間に対し、営業用大型貨物自動車運転者2,544時間、営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）2,484時間。（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、年間所得額（きまって支給する現金給与額（月額）×12+年間賞与の他特別給与額）および年間労働時間（所定内実労働時間数（1か月当たり）+超過実労働時間数（1か月当たり）×12）を算出）。

## (2) 新規求人数



## (3) 充足数



- (備考)
- 厚生労働省「職業安定業務統計」より集計。
  - 平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく以下の職業分類区分の合計である。  
貨物自動車運転手：「663 貨物自動車運転手」。
  - 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがないかまたは4ヶ月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。
  - 新規求人数は新規学卒者求人を除いたものである。
  - 全国計の充足数は、全国計の就職件数を用いているため、各都道府県の充足数の合計とは必ずしも一致しない。

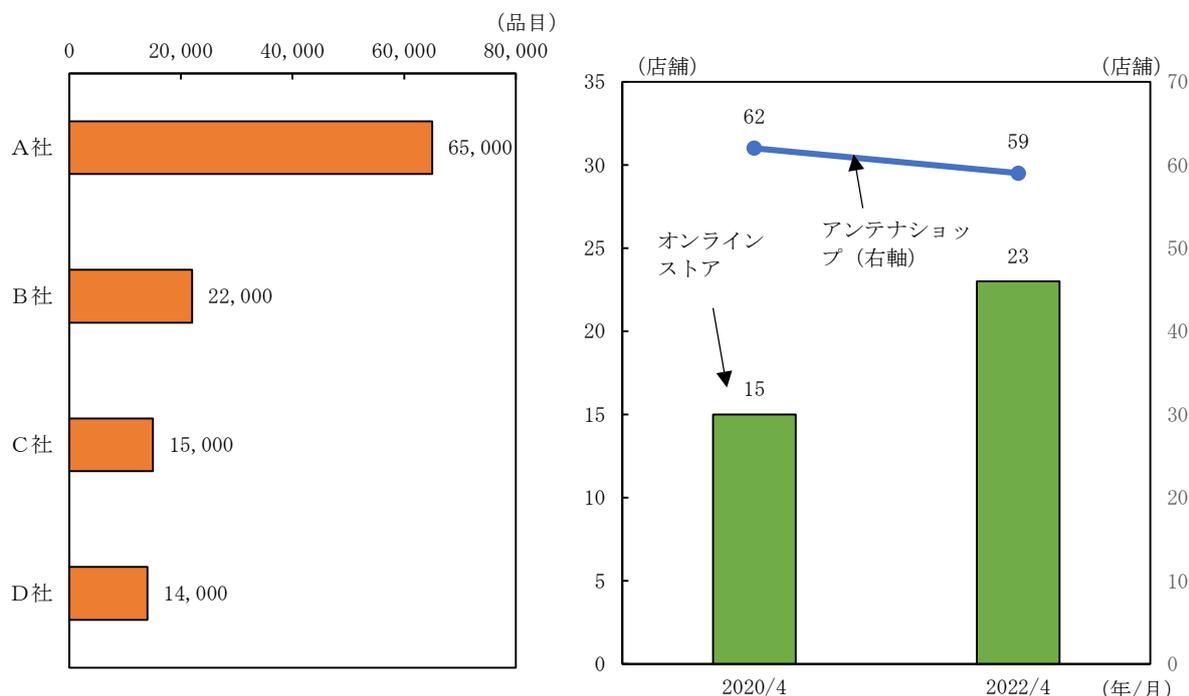
### (ECによる地域の特産品販売では様々な主体のノウハウを活用した事例がみられる)

感染症の影響により外出や旅行が影響を受けるなか、地域の特産品販売についてもECの活用の動きがみられる。全国的に地域の特産品を扱うECサイトの出品数をみると、数万品目に上るところもみられる(第1-2-8図(1))。また、都道府県等の特産品を入手できるアンテナショップ<sup>32</sup>(都内所在)においても、ECサイトの開設数は、2020年4月時点の15店舗から2022年4月は23店舗と広がりを見せている(第1-2-8図(2))。

こうしたなか、ECによる特産品販売の取組事例をみると、地域の自治体やEC開設や配送網などのノウハウを持った企業といった複数の主体が一体となり、小規模の事業者も含めて地域全般の特産品を扱い、売上を伸ばした事例のほか、EC販売拡大等により域外における企業や製品の認知度が向上したことにより域外での店頭販売拡大につながったとする企業もみられる(第1-2-9図)。

第1-2-8図 地域の特産品販売を扱うオンラインプラットフォーム等の状況

(1) 特産品ECサイト 総出品数比較 (2) 都内アンテナショップによるオンラインストア出店推移



(備考) 1. (1) 全国の特産品を対象としたECサイトを集計(2022年6月)。  
2. (2) 一般財団法人 地域活性化センター「2022年度 自治体アンテナショップ実態調査報告」により作成。

<sup>32</sup> 「(自治体) アンテナショップ」とは、自治体が主体となって、単なる観光物産案内所ではなく、地域の多様な情報を受発信するとともに特産品販売施設や飲食施設等を設置している店舗のことをいう(一般財団法人地域活性化センター「自治体アンテナショップ実態調査報告」)。

## 第 1 - 2 - 9 図 E Cによる特産品販売事例

事例	(1) 地方企業単独（地方企業＋非営利団体）の事例 ＜「北海道水産加工物専門店A社」＞	(2) 地方政府＋大手プラットフォームの事例① ＜「ふくしまプライド便」＞
概要	自社E Cに加え、感染症下においては商工会議所の取組を活用した結果、E Cの売上増、さらに域内以外での認知度が向上し、域外における店頭取扱増にも寄与。	全国の消費者が福島県の県産品の魅力に直接触れる機会を創出するために、関連サイトを通じて県産品の魅力を発信、E C売上が好調。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A社は2005年4月に自社のE Cサイトを設立も、売上はコロナ前までは年間30万円前後で推移。</li> <li>・ 感染症発生の間もない時期には、過剰在庫を抱えた道内企業の売上回復を目的として（札幌）商工会議所が時限的に設置したE Cサイト「北海道つながるモール～SOS掲示板」も活用し、店頭販売等を予定していた商品を販売。この商工会議所のE Cサイトは当時新たな取組として注目されたことから、A社の売上増にも貢献。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県は2017年に、米や果実、肉、飲料などの県産品の販売を取り扱うE Cサイト「ふくしまプライド便」を大手プラットフォーム3社（P社、Q社、R社）と連携し開始した。</li> <li>・ 関連サイトにおいては、単に商品を陳列するのみでなく、特定の果物や新規商品等を取り扱う特設コーナーの開設、旬の季節等に合わせた販売促進キャンペーンをおおむね年間を通じて展開している。</li> <li>・ また、生産者の顔が見える形で商品紹介をするコラムを掲載するなどし、県産品の魅力を発信している。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症後の2019年度（2019年11月から2020年10月）は商工会議所設置E Cサイトと併せて約200万円の売上を計上。その後商工会議所設置のE Cサイトは閉鎖されたが、自社のE Cサイトの売上は2020年度約46万円、2021年度56万円と増加が継続。</li> <li>・ E C販売の取組により、サイトに掲載している商品カタログや、かまぼこに関する情報発信の認知度も上昇、これまでの百貨店での物産展の他、東京や名古屋のアンテナショップ、関東や関西のスーパーなどA社の商品の取扱店舗が増加するといった効果をもたらしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大手プラットフォーム3社における県産品の売上が2017年度に15億円超を計上後、感染症下の2020年度に過去最高売上33億8,985万円、2021年度も30億369万円と、2年連続で売上30億円を計上。福島県の農林水産品産出額との比較でみると2017年度の約0.7%から2021年度は約1.4%に上昇した。</li> </ul>
事例	(3) 地方政府＋大手プラットフォームの事例② ＜「愛のくに えひめ営業本部」＞	(4) 地方政府＋地方企業＋大手プラットフォームの事例 ＜「おんせん県おいたオンラインショップ」＞
概要	県主導のデジタル化推進によるE C市場での県産品販売促進モデル。	事業者を繋ぐ自治体、E Cノウハウ・物流の強みを持つ民間企業等、県内の幅広い主体が連携し、県産品のE C売上増加に成功。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛媛県は2012年4月に全国に先駆けて行政組織の中に営業組織「愛のくに えひめ営業本部」を設置。県内事業者の補助エンジンという役割のもと、2019年度から、大手E Cプラットフォームと連携して、デジタルマーケティングを活用した県産品の販売促進モデルの確立に取り組んでいる。</li> <li>・ 具体的には、大手E Cサイト内に県産品を集めた特設ページ「愛媛百貨店」を開設し、ターゲティング広告や販促キャンペーンに取り組むとともに、E Cセミナーの開催やサポートデスクの設置により、事業者の稼働力の向上を支援することで、県産品の認知向上や売上拡大を実現している。</li> <li>・ また、新型コロナウイルスの影響により対面での営業活動が制限される中、当該E Cでの購買データなどの分析結果をもとに、効果的な営業活動を行っており、県内事業者の販路拡大を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県は県産品を取り扱う公式販売HPを開設するも、2017年以前は年間100万円程度の売上にとどまっていたところ、2018年に、実績がある大木化粧品株式会社に県産品E Cの業務・運営を委託。県産品の販路拡大及び商品P R等を通じて県内の地域活性化を図ることを目的に、大分県と大手プラットフォーム会社（P社）が提携し、P社プラットフォームに「おんせん県おいたオンラインショップ」を開設。2021年7月にはQ社プラットフォーム、同年8月にR社プラットフォームに県公式オンラインショップを開設した。</li> <li>・ 県職員と委託会社（大木化粧品株式会社）社長自ら、各商工会議所や事業所を訪問し、当該E C上での商品取扱いを依頼。</li> <li>・ 配送料がネックになる小規模事業者のために、委託会社が保有する県内各エリア（13か所）の商品集荷の専用ネットワークを活用して、このネットワークで委託会社倉庫まで集荷・発送を行う。トラックの集荷拠点の一部は、市役所や道の駅のボランティアが協力。事業者は配送コストを抑えて簡単に出荷ができることが可能に。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「愛媛百貨店」での売上額は約22億円（2021年度）にのぼり、これは愛媛県の農林水産品産出額の約1.1%に相当する額である。売上額は毎年拡大し続けている。今後のE C分野の開拓としては、越境E Cの活用を加速させていく考えであり、中国越境E Cと動画を組み合わせた販促プロモーションの取組を始めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年3月末時点で449事業者、5616商品、県内全18市町村全ての県産品を取り揃えるまでに拡大した。品揃えは肉や米、菓子以外にも、県産の電子機器や温泉を配合した化粧品、真珠製品、竹工芸品など豊富に取り揃えられている。</li> <li>・ 2021年度に感染症等の影響を受けた事業者を支援するために開催した物産展では、開催した4か月間で7億7,800万円を売上（大分県の農林水産品産出額の約1.5%に相当）。</li> </ul>

- （備考）
- （1）ヒアリング（A社）、札幌商工会議所HPにより作成。
  - （2）福島県HP、経済産業省HP（大臣官房 福島復興推進グループふくしま広報戦略・風評被害対応室作成）により作成。
  - （3）愛媛県HPにより作成。
  - （4）株式会社電通「地域のためのE C研究所」セミナー資料、おんせん県おいたオンラインショップHPにより作成。
  - （2）～（4）2021年度の農林水産品産出額に相当する比率は、2020年度の農林水産品産出額を用いて算出。  
なお、E Cの売上額には県産農林水産物の売上のほか、県産農林水産物を使用した加工品等も含まれる。

#### 4) EC以外にも広がる地方圏におけるデジタル化の現状と課題

##### (都市圏・地方圏在住者ともに医療や行政分野のデジタル化が遅れていると認識)

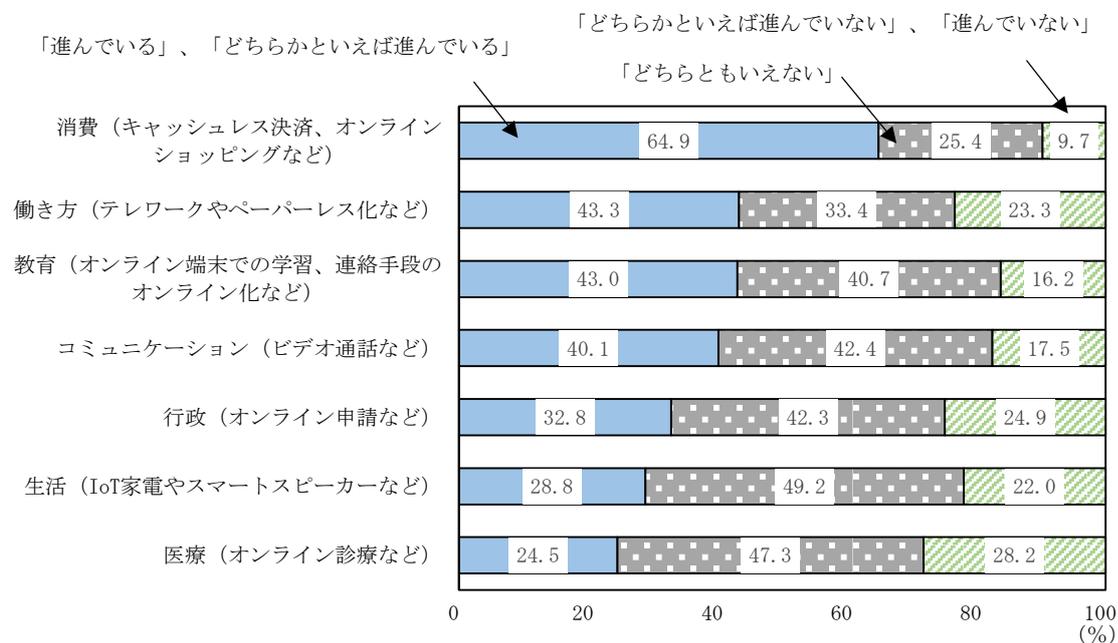
デジタル化はEC以外にも、生活の様々な分野に広がっている。こうしたなか、最近の意識調査において、感染症拡大を契機として暮らしのデジタル化が進んだと思うかを尋ねたところ、全国では、消費（キャッシュレス決済やECなど）については6割以上、また働き方（テレワークなど）や教育（オンライン教育など）についても4割以上の回答者が進んでいるといった旨の回答をしている（第1-2-10図）。

一方で、行政（オンライン申請など）は3割程度の者が進んでいる旨の回答をしている一方、2～3割程度の者は進んでいないと回答、さらには医療については2～3割程度の者が進んでいると回答しているものの、進んでいないとする回答するの方が上回っている状況となっている。なお、これを三大都市圏と非三大都市圏に分けてみても、傾向は同様となっている。

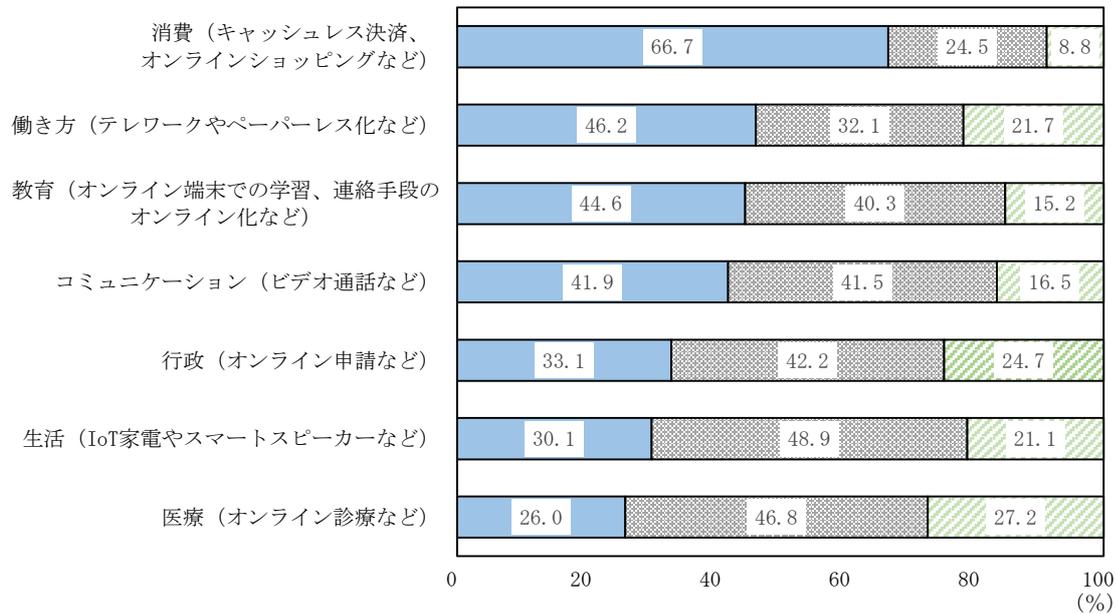
以後本節では、オンライン診療やオンライン教育、住宅情報サイトの活用、行政のデジタル化について、地域別も含めて利用可能なデータ等により確認する。

第1-2-10図 デジタル化の進展についての認識

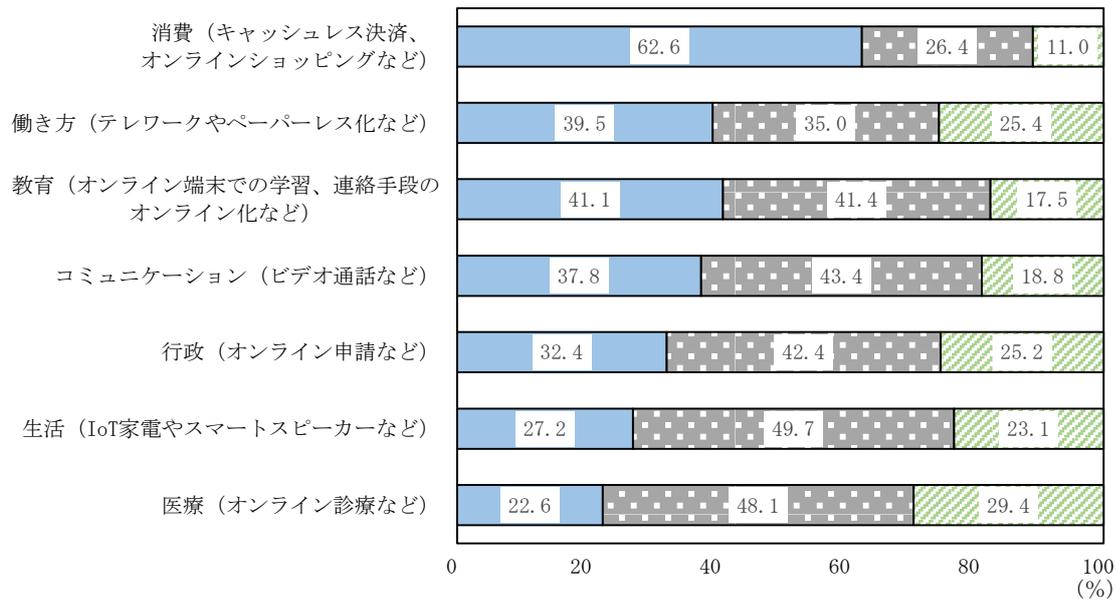
(1) 全国



## (2) 三大都市圏



## (3) 地方圏



- (備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2022年7月22日)により作成(調査期間2022年6月1日~6月9日)。  
 2. 三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を指す。地方圏はそれ以外の道県を指す。

## (オンライン診療実施医療機関割合は都道府県間で差が存在)

感染症の拡大は、医療機関における対面受診が困難になったことからオンライン診療による対応を促すこととなった。しかし、先に示した2022年6月のアンケート結果の通り、オンライン診療は他のデジタル化と比べて進んでいないとの声がみられる。

オンライン診療については、平時における制度としては、2022年4月の診療報酬改定に合わせて制度が改正されたが、現在は2020年4月以降の感染症の拡大を受けて導入された時限的・特例的な対応<sup>33</sup>(厚生労働省への届出をすることなく、電話や情報通信機器を用いた診療が実施可能)が継続している(第1-2-11図)。

その結果、感染症下におけるオンライン診療に対応できる医療機関は増加したものの、全医療機関に占めるオンライン診療実施医療機関数の割合は全国で16.1%と、5機関中1機関以下にとどまるとともに、都道府県間の差も大きい(第1-2-12図(1))。もちろん、オンラインの必要性の薄いところもあると考えられるが、過疎化の進む地域等においては、有効性の高い診療である。実際、人口密度が低い都道府県ほど実施率が高い傾向がみられる。ただし、一部の都道府県では、人口密度に対するオンライン実施機関数割合が全国的な傾向よりも低位に止まっている。(第1-2-12図(2))。

オンライン診療を実際に実施することにより、情報通信機器の利用方法や課題患者の症状に関する情報入手といった課題が認識された上で、そうした課題への解決に資する取組もみられてきているところ(第1-2-13図)、今後こうした課題抽出および解決を積み重ねていくことにより、オンライン診療の効果的な活用が進むことが期待される。

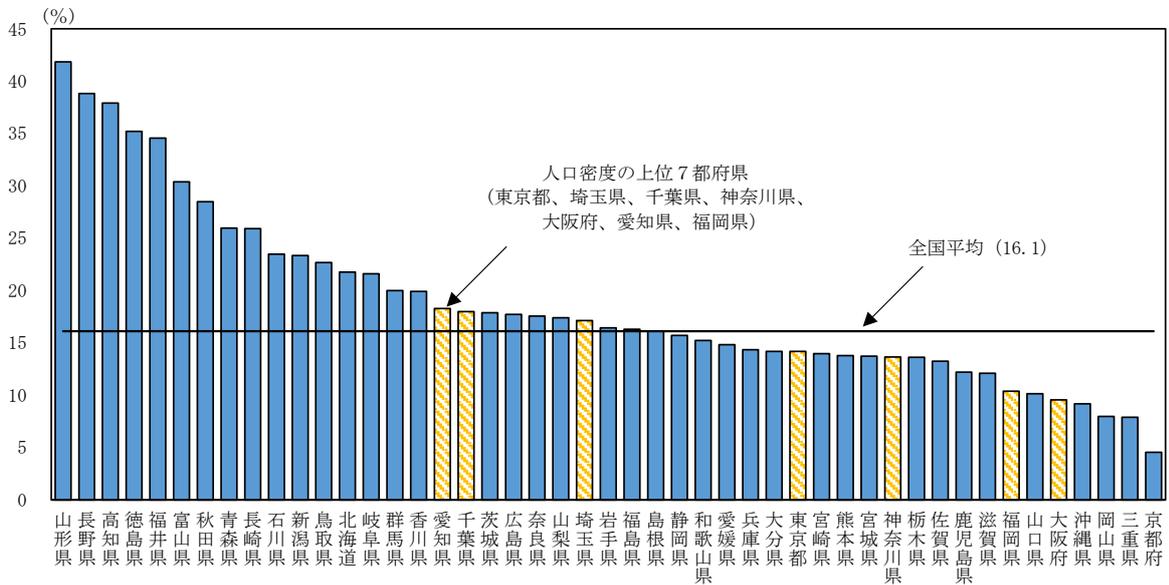
第1-2-11図 オンライン診療の制度概要

	オンライン診療料 (～R4.3.31)	情報通信機器を用いた診療 (R4.4.1～)	コロナ下における特例 (R2.4.10～継続中)
届出/報告	厚生局への届出 (オンライン診療料の施設基準)	厚生局への届出 (情報通信機器を用いた診療に係る施設基準)	都道府県への報告
届出/報告内容	・診療体制 ・医師の配置状況	・診療体制等 ・医師が保健医療機関外で診療を行う場合の想定の有無 ・自院以外で連携する保険医療機関 ・医師の配置状況	※初診から電話や情報通信機器を使って対応した患者の報告  ・日付・診療科・対応した医師 ・診療等の実施状況 ・患者情報 ・診療内容
初診料	診療不可	初診料251点 (対面の場合の約87%) ※対面は、288点	コロナ特例における初診料：214点 (一定の条件を満たせば、初診可。)
再診料	オンライン診療料：71点	再診料(情報通信機器を用いた場合)：73点	電話等再診料：73点
医学管理料	一律100点	個別に設定された医学管理料の約87%	一律147点

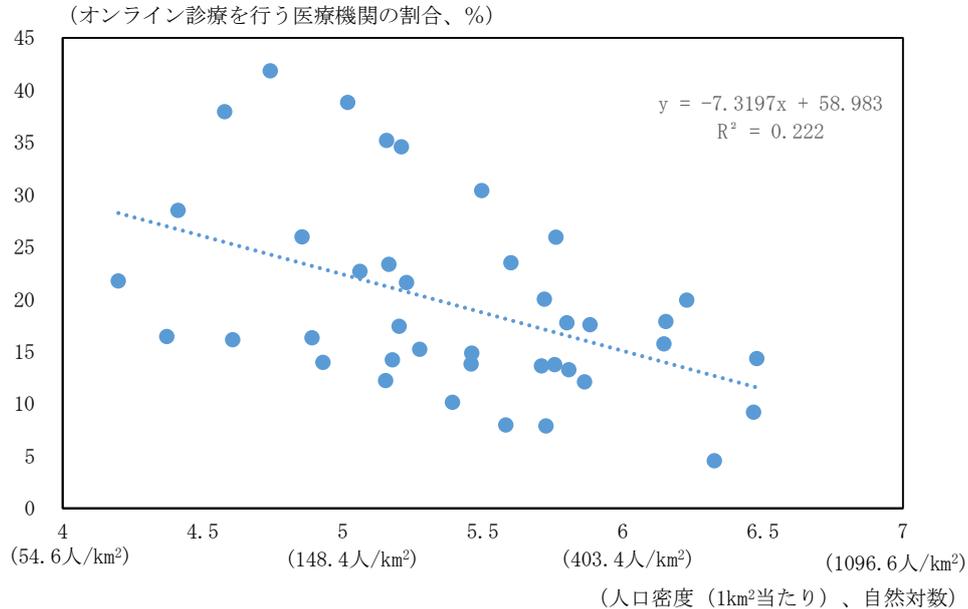
- (備考) 1. オンライン診療料の施設基準は、「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)等により作成。  
2. 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準は、「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第2号)等より作成。

<sup>33</sup> 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(2020年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

第1-2-12図 医療機関全体に占めるオンライン診療可能な医療機関数割合  
 (1) 都道府県別の割合

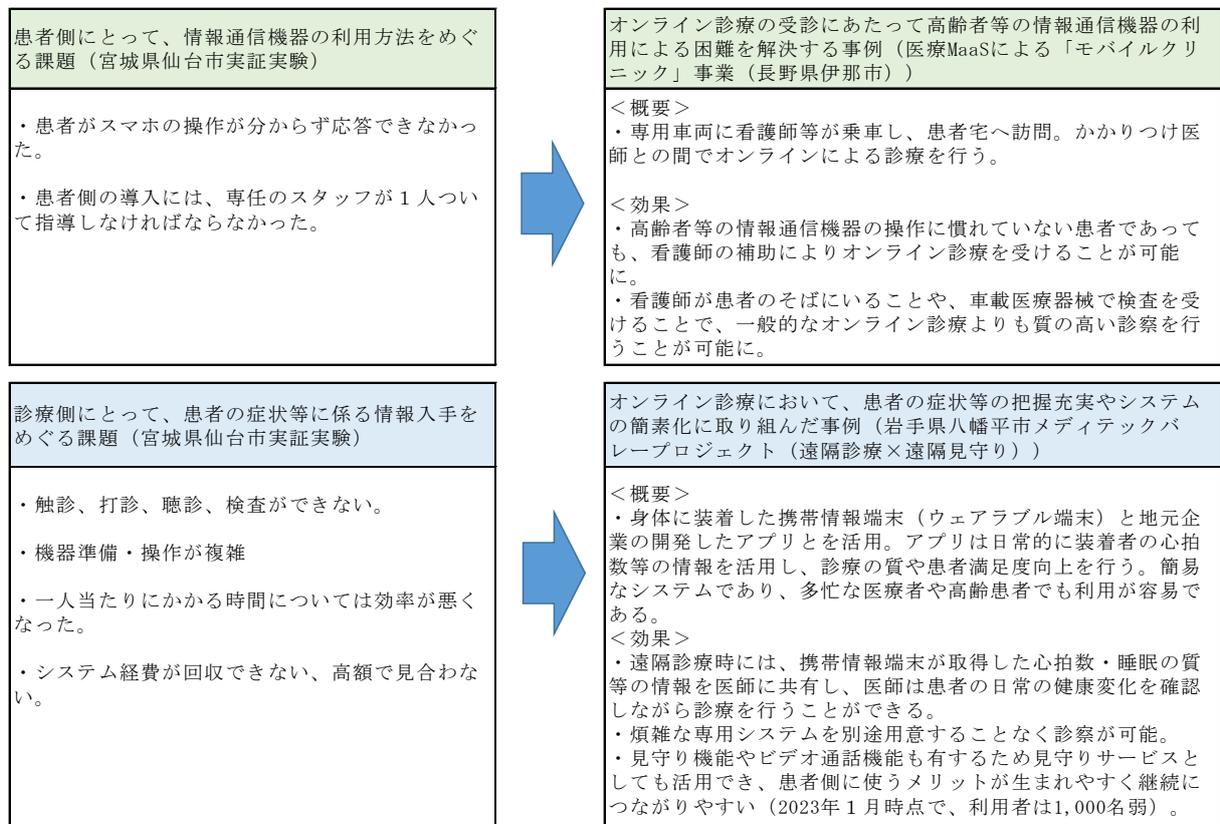


(2) オンライン診療可能な医療機関数割合と人口密度の関係 (人口密度上位7都府県を除く)



(備考) 1. オンライン診療について、時限的・特例的な対応を行っている医療機関を厚生労働省「対応医療機関リスト」より内閣府にて集計。12月28日閲覧時点。  
 2. 医療機関数は、厚生労働省「令和3年医療施設(動態)調査」より病院数及び一般診療所数を基に算出。  
 3. 人口密度は、総務省「令和2年国勢調査」により作成。  
 4. 人口密度の上位7都府県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)は散布図から除外。

第1-2-13 図 オンライン診療の取組事例（オンライン診療を実施したことにより得られた課題及び解決策）



（備考）課題については、「令和2年度オンライン診療・オンライン服薬指導実証実験」（宮城県仙台市：実施期間 2020年7月13日～2021年3月末）より一部抜粋。

**（平常時における家庭でのオンライン教育受講には地域差等が生じないよう配慮が必要）**

オンライン教育についてはGIGAスクール構想<sup>34</sup>、さらには感染拡大当初における教育機関の休業を契機に進展がみられ、臨時休校など非常時における活用については全体的に整備されつつある。文部科学省の調査によると、感染拡大当初である2020年4～5月において全国的に広がった臨時休校措置の時期あるいはその直後に公立小学校、中学校、高等学校等において同時双方向型のオンライン教育を実施又は実施予定であったのは、実施地方公共団体の割合でみて同年4月は5%程度、同年6月は15%程度であった<sup>35</sup>が、2022年1～2月の変異株流行時において臨時休校等時にオンライン教育が実施

<sup>34</sup> GIGAスクール構想について、文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」（リーフレット）において、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」などとされている。GIGA=Global and Innovation Gateway for All。

<sup>35</sup> 2020年4月、6月とも、感染症に関連した臨時休業中に「同時双方向型オンライン指導」を行うとした設置者（地方公共団体）割合（文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について」（2020年4月21日）、文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」（2020年7月17日））。

したのは、実施学校数でみて7割程度となっている（第1-2-14図（1））<sup>36</sup>。同時期における臨時休校など非常時における持ち帰り端末の準備率がいずれの都道府県においても8割程度ないしそれ以上となっている<sup>37</sup>なか、変異株流行の状況から、必ずしもオンライン教育が必要ではなかった都道府県もあったとみられる。実際、都道府県別の10万人当たり感染者数とオンライン教育実施率との間には正の相関関係（相関係数0.463）が確認される（第1-2-14図（2））。

今後、平常時においてオンライン教育を地域差等生じさせることなく効果的に活用できるか否かが課題となるが、GIGAスクール構想の下、平常時においても家庭学習のための端末の持ち帰りは推奨されている<sup>38</sup>。

内閣府の調査（2022年6月）では、小中学校によるオンライン教育（オンライン授業、学習指導、家庭用教材の提供）の受講状況（人数比率）は、三大都市圏で23.5%、三大都市圏以外で18.8%が受講したとなっている（第1-2-14図（3））。非常時においては、学校側から通信環境が整っていない場合の代替手段の提供体制が整備されつつあるが<sup>39</sup>、平時においても、場所に囚われない学習機会の提供を図ることは重要である。一方で、教員のICTを活用した指導力に地域差がみられることや、教育委員会のICT利用に対する積極性の違いにより端末の配備や持ち帰り状況に差が生じるというように、地域における学習機会にばらつきが生じている可能性もあり（第1-2-14図（4）、（5））、平時における1人1台端末の効果的な活用に向けて、こうした課題の解決が求められる<sup>40</sup>。

---

<sup>36</sup> 2022年1月11日から2月16日にかけて臨時休業となった学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校4,652校）のうち、臨時休業期間中に「同時双方向型のウェブ会議システムを活用」した学習指導を実施したのは69.6%（3,238校）。（文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査〈結果〉」（2022年3月18日））。

<sup>37</sup> 「臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習に関する準備状況調査（2022年1月末時点）」（2022年2月文部科学省）

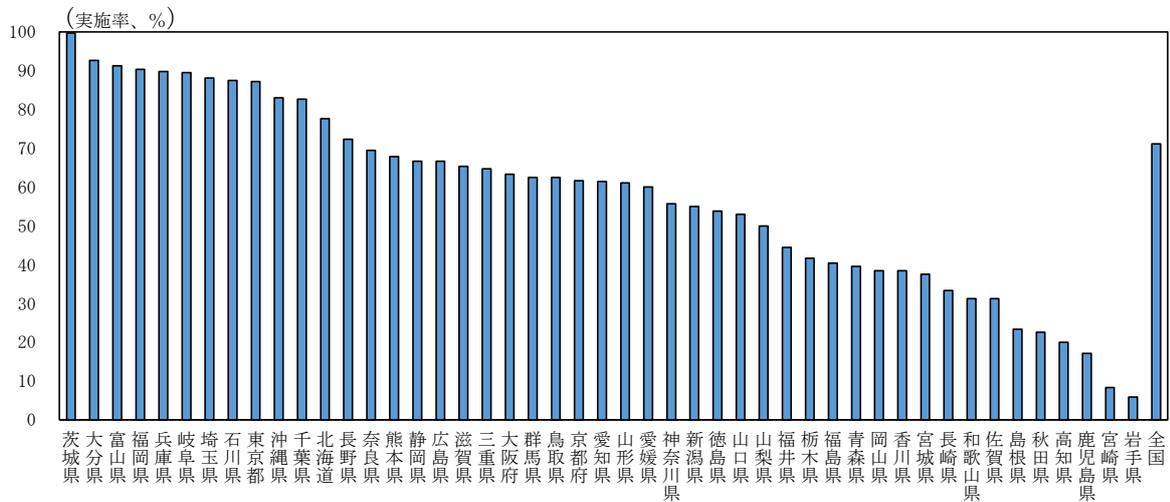
<sup>38</sup> 「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について（通知）」（2022年3月3日文部科学省初等中等教育局長）において、「平常時から、持ち帰ったICT端末等を活用した自宅等での学習を行うことは、家庭学習の質を充実される観点（中略）からも有効である」などとされている。

<sup>39</sup> 2022年1月末時点で、非常時に自宅等の通信環境が整っていない児童生徒に対する代替手段を提供している小中学校は、持ち帰り端末を準備済みとしている学校（28,555校）のうち、「ルーター等の貸し出し」は72.4%（20,682校）、「当該児童生徒のみ登校」が41.9%（11,975校）などとなっている。（「臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習に関する準備状況調査（2022年1月末時点）」（2022年2月文部科学省））。

<sup>40</sup> 内閣府と文部科学省で設置している「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」は、「1人1台端末」の効果的な活用に向けて、ハード環境（学校無線LAN、端末持ち帰りの可否等）、指導・支援体制を含めたソフト環境（ICT支援員の配置・活用状況、指導者研修の実施状況、アプリ等）等の現況を確認するとともに、そうした環境整備の効果に関する「定量的な効果検証」を2022年度中に実施するとしている。

第1-2-14図 オンライン教育の状況

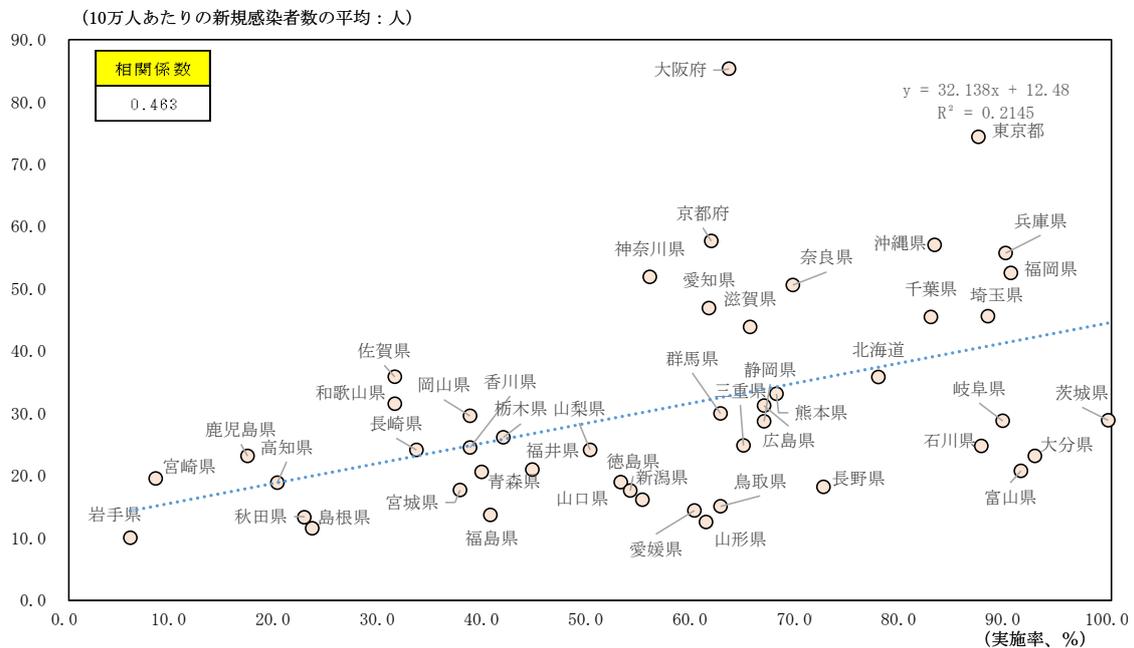
(1) 臨時休校時の公立小中学校におけるオンライン教育実施状況 (2022年1、2月)



- (備考) 1. 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査<結果>」(2022年3月公表)より作成。  
 2. 実施率とは、同時双方向型ウェブ会議システムを活用した学習指導の実施率(調査対象期間2022年1月11日～2月16日)。

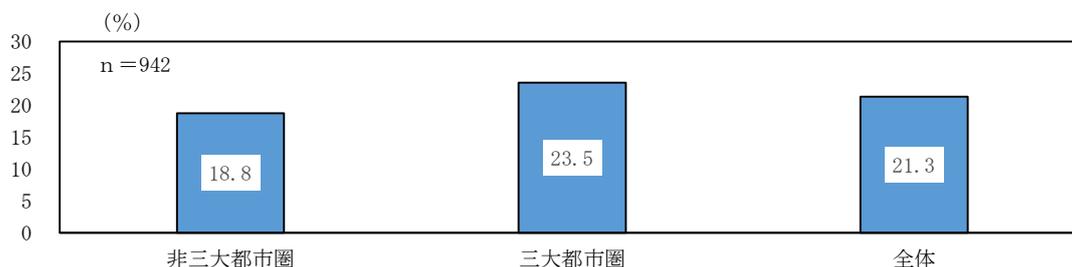
(2) 新規感染者数と臨時休校時の公立小中学校におけるオンライン教育実施状況

(2022年1、2月)



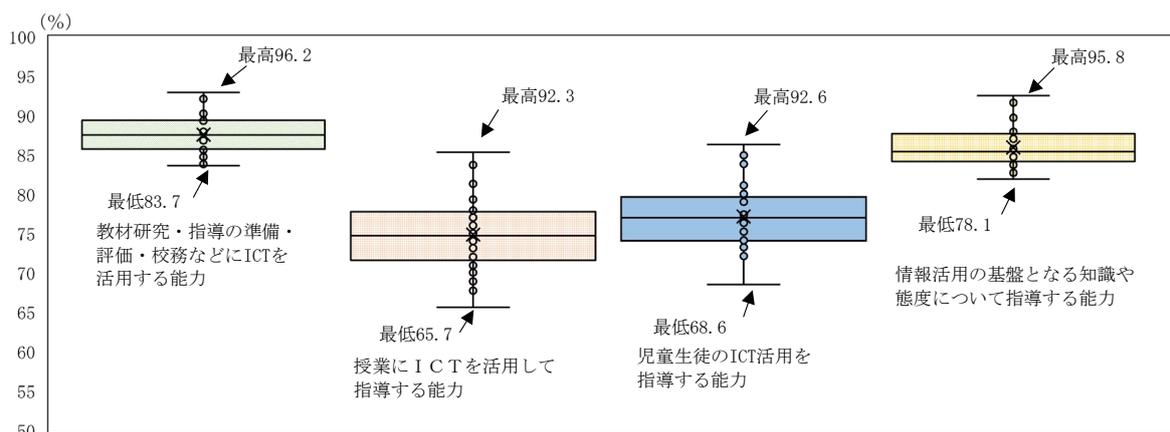
- (備考) 1. 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査<結果>」(2022年3月公表)より作成。  
 2. 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者の状況」より作成。  
 3. 新規感染者数とは2022年1月1日～2月28日までの10万人当たりの新規感染者数の平均。  
 4. 実施率とは同時双方向型ウェブ会議システムを活用した学習指導の実施率(調査対象期間2022年1月11日～2月16日)。

### (3) 居住地域とオンライン教育の受講割合 (2022年6月)



- (備考)
1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査より作成 (2022年7月公表。調査期間 2022年6月1日～6月9日)。
  2. 三大都市圏とは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県。
  3. 対象は小学生以上の末子がいる942人。
  4. 学校オンライン教育とは直近1ヵ月において「学校の先生からオンライン授業を受けている」、「学校の先生からオンライン上の学習指導(メール等)を受けている」「学校から家庭用のオンライン教材の提供を受けている」の回答の合計。

### (4) 都道府県における公立学校教員のICT活用指導力の状況



- (備考)
1. 文部科学省「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」(令和4年8月公表)、「4. 都道府県別順位教員のICT活用指導力の状況」より作成(令和4年3月1日現在)。
  2. 各能力について、「できる」「ややできる」と自己評価により回答した公立小中高教員の都道府県単位における割合の箱ひげ図。

### (5) 端末整備および端末持ち帰りの状況と教育委員会のICT利用に対する積極性



- (備考)
1. 内閣府「令和4年第4回経済財政諮問会議」(令和4年4月13日開催)、資料1-2「EBPMアドバイザーボード会議(令和4年4月11日)」資料6より作成(元データ 令和3年度全国学力・学習状況調査(調査日時:令和3年5月27日(木)))。
  2. 持ち帰りとは「毎日持ち帰り、毎日利用」「毎日持ち帰り、時々利用」「時々持ち帰り、時々利用」との合計。持ち帰らせていない・配備されていないとは「持ち帰らせていない」「持ち帰ってはいけないこととしている」「配備されていない」との合計。

### （空き家・空き地バンクの掲載物件数は限定的）

地方圏への移住の検討に当たって、オンラインサイトによる物件情報の検索・収集は距離に関する費用の削減の観点から有用である。また、不動産取引については、民間手続における書面交付等について対面以外の電磁的方法により行うことが可能となったところであり<sup>41</sup>、デジタルを通じて手続きを進めることが容易になりつつあるといえる。

中古住宅の売買を取扱う主要住宅情報サイトにおいて掲載されている物件数を確認したところ、「住宅・土地統計調査」上の「売却用の住宅」に占める割合が24.0%となっている（第1-2-15図）。これを三大都市圏とそれ以外の地方圏別にみると、三大都市圏は27.5%、地方圏18.5%となっている。

また、移住に当たって活用可能な不動産としては空き家も対象となりうるが、2019年に構築された全国版空き家・空き地バンク（2社）に掲載されている購入用物件数と取扱対象となりうる空き家の総数（「住宅・土地統計調査」上の「その他の住宅」の件数<sup>42</sup>）の比率をみると、全国では0.13~0.14%となっている。うち三大都市圏は0.06%、地方圏は0.18~0.20%と地方圏の方が高くなっているものの、ともに限定的となっている（第1-2-16図）。

空き家・空き地については、所有者に関する情報基盤が不十分であることにより多くの自治体が把握できないという問題等が指摘されてきた<sup>43</sup>が、法改正<sup>44</sup>により、所有者不明土地・建物の管理制度の創設や相続登記の申請義務化、相続土地国庫帰属制度がいずれも2023年度に施行予定となっているところ、空き家・空き地の発生予防や利用円滑化のために、こうした制度を周知のうえ活用されることが重要である。

---

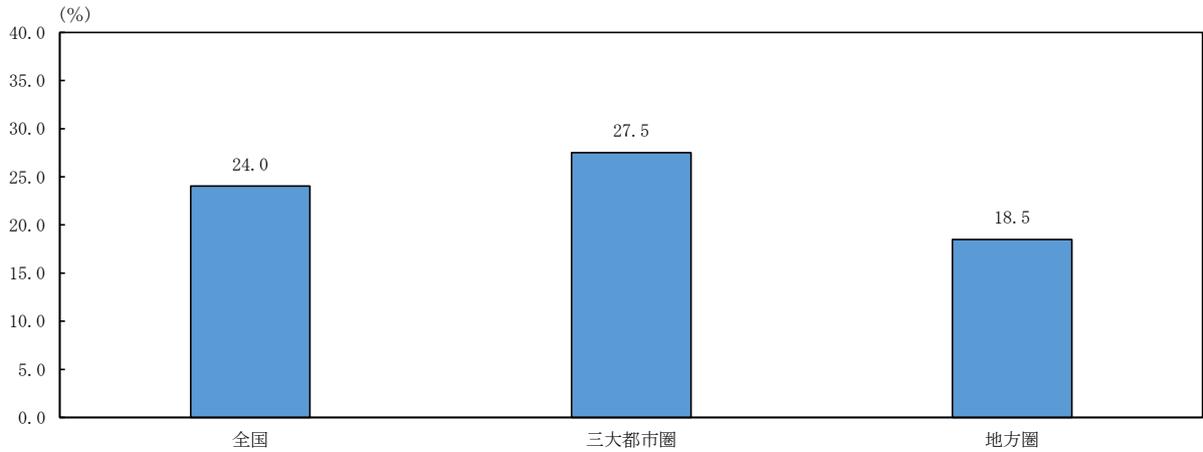
<sup>41</sup> 宅地建設取引業法関連で、重要事項説明書、契約締結時書面、媒介契約締結時書面等の書面の電磁的方法による提供を可能とする改正規定が2022年5月18日から施行。

<sup>42</sup> 総務省「住宅・土地統計調査」によると2018年の空き家（「居住世帯のない住宅」）の総数は約848.9万戸。そのうち、「二次的住宅（別荘等）」は約38.1万戸、「売却用の住宅」は約29.3万戸、「賃貸用の住宅」は432.7万戸、「その他の住宅」は348.7万戸とされている。「売却用の住宅」、「賃貸用の住宅」については空き家以外の住宅情報サイト、「その他の住宅」については「全国空き家・空き地バンク」の対象物件にそれぞれなりうるものとみられる。

<sup>43</sup> 吉原（2016）は、全市町村および東京都（23区）に対するアンケート調査の結果、多くの自治体において、土地の所有者が特定できないことで老朽化した空き家の危険家屋化などの問題が発生したことや、相続未登記の実態を示す死亡者課税（死亡者に対する無効な課税）の実態が把握されていないことが明らかになったとしている。

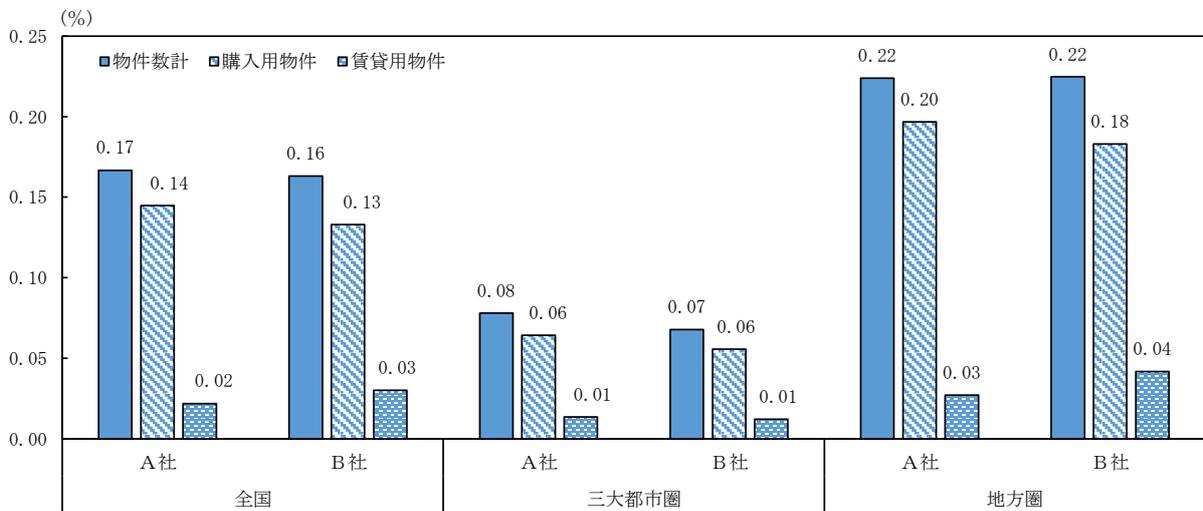
<sup>44</sup> 「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）（両法律とも、令和3年4月21日成立）。

第1-2-15 図 住宅情報提供サイトにおける中古住宅掲載件数の状況（対「売却用の住宅」件数）



- (備考) 1. 住宅情報提供サイトA社における物件掲載数を、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」における売却用の住宅戸数で除して算出。  
 2. 住宅情報提供サイトにおける物件掲載数は、令和4年10月17日時点の閲覧情報。  
 3. 三大都市圏は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）の合計。地方圏は、三大都市圏以外の道県。

第1-2-16 図 全国版空き家バンク登録物件数割合（対居住世帯のない「その他の住宅」件数）



- (備考) 1. 全国版空き家バンクにおける物件掲載数を、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」におけるその他住宅戸数で除して算出。  
 2. 全国版空き家バンクにおける物件掲載数は、令和4年10月17日時点の閲覧情報。  
 3. 三大都市圏は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）の合計。地方圏は、三大都市圏以外の道県。

### (行政サービスの質向上に向け、行政のデジタル化が必要)

地域における行政事務については、申請・届出等行政サービスが国民にとって利用しやすくなるとともに、サービスを提供する行政職員の業務が効率化されることが肝要である。地方公共団体の一般行政部門の職員数の対人口比率をみると、全国平均では人口1,000人当たりの一般行政部門の職員数は5.4人だが、都市規模別で規模の一番小さい小都市B・町村では8.1人と他の都市規模と比較して多い(第1-2-17図(1))。

また、地方公共団体における申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムについて、全国における導入団体割合をみると、2021年4月現在において73.1%となっているが、未導入の469団体には小都市B・町村が433団体と集中している(第1-2-17図(2))。行政事務のデジタル化は、小規模自治体ほど進んでない。

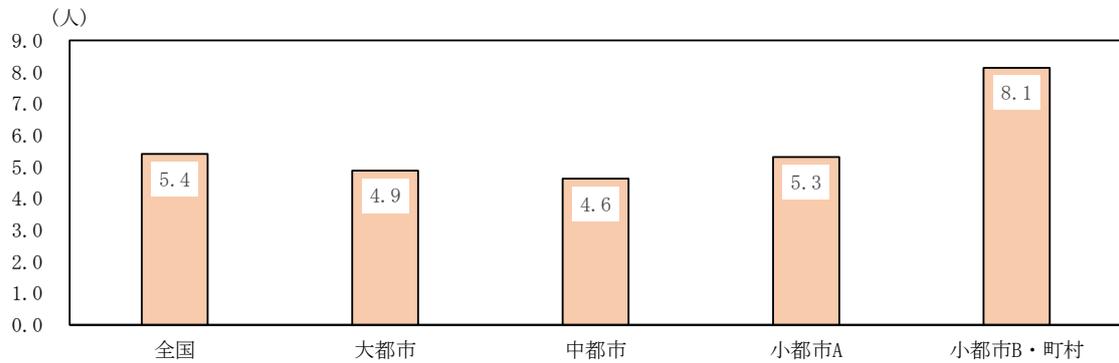
小規模自治体では、住民対比の職員数は多いものの、職員数にも限りはあり、デジタル化による省人化効果は大きいと期待される。実際、人口推計を踏まえた将来の自治体職員数の試算によると、小規模の自治体ほど減少率が大きくなっており、より少ない職員での行政サービスの提供が必要となる<sup>45</sup>。こうしたなか、特に、申請や届出等の窓口業務は、電子的な処理に馴染む分野であり、バーチャル化も含めた地方行政のサービス提供体制の見直しが効果的な対応策になる<sup>46</sup>。同時に、より対人サービスが求められる社会福祉分野等への人材再配置余力を生み出すことを通じて、住民ニーズに合った質の高い行政サービスの提供体制を整えることが期待される。

---

<sup>45</sup> 総務省(2018)によると、2040年の人口を基に試算した同年の自治体の職員数(参考値)の2013年からの減少率は、都道府県▲5.4%、指定都市▲9.1%、中核市・施行時特例市▲13.9%、一般市(人口10万人以上)▲13.4%、一般市(人口10万人未満)▲17.0%、特別区▲4.5%、町村(人口1万人以上)▲13.8%、町村(人口1万人未満)▲24.2%となっており、こうした減少率を踏まえると、現在よりも更に少ない職員数での行政運営が必要となる可能性があるとしている。

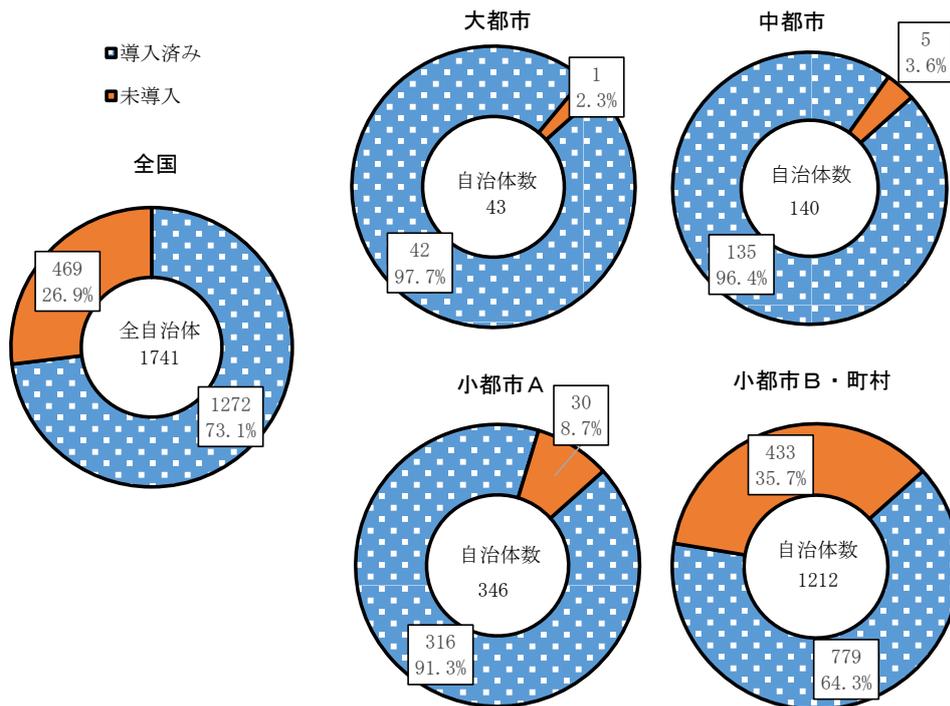
<sup>46</sup> 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(2022年10月7日閣議決定)では、自治体の行政サービスを支える基幹業務システムを利用する地方公共団体が、2025年度までにガバメントクラウド(デジタル庁が調達し地方公共団体に提供するクラウドサービス等)を活用した標準準拠システムへ移行できる環境を整備することを目標としている。

第1-2-17図 地域における行政のデジタル化の状況  
 (1) 人口1,000人当たりの一般行政部門の職員数(都市規模別)



(備考) 1. 一般行政部門の職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」(2021年)より、人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2021年1月1日現在)より作成。  
 2. 2021年4月1日時点。

(2) 申請・届出手続きのオンライン化するためのシステム導入状況(都市規模別)



(備考) 1. 総務省「令和3年度自治体DX・情報化推進概要(地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果)」(2022年3月)より作成。  
 2. 2021年4月1日時点。  
 3. 未導入とは「2021年度導入予定」「2022年度以降導入予定」「導入予定なし」の合計。